

武力で暮らしは守れない！

コロナ禍から命を守れ

コロナ禍の中、解雇・雇い止めにあっている人びとは10万人を超えました。関連倒産は女性の非正規労働が多い飲食業の213を最多に、1278件におよびます（2021年4月8日現在）。その日の食費や生理用品を買うお金にも不自由している人びと、増加する女性自殺者。たくさんの人びとが暮らしを奪われ、命すら脅かされています。しかし、「もう自分の力だけではどうにもならない」という声がそこかしこから聞こえるのに、菅義偉首相はなおも「自助」重視の姿勢を変えようとしていません。

政府は「公助」の最大責任者として、今すぐ、かつ長期的視野でコロナ禍から人びとの暮らしと命を守るための政治へと舵を切る必要があります。そのためには、膨大な防衛予算（2021年度5兆3422億円、7年連続で過去最大を更新）を福祉・医療予算に転換することを、私たちは強く訴えます。

「生存権」を脅かすな

1980年代全国に848カ所あった保健所は現在469カ所とほぼ半減。診療報酬は第2次安倍政権下だけで3回引き下げられて医療機関の経営が悪化、縮小・統廃合も進みました。感染症病床にいたっては、1998年9060床から2020年1869床へと激減しています。PCR検査が思うように受けられない、コロナ専用病床が足りないといった問題の1因がそこにあることは、多くの専門家が指摘するところです。

憲法25条は人びとが人間らしく健康に生きる権利、「生存権」を保障し、政府にその責任を課しています。これは経済的な利潤や効率を求

める行為より、人びとの暮らしや命を守ることを上位に置くということです。「生存権」を軽視した医療・公衆衛生の縮小政策推進だけでなく、ひとたび事故が起これば人びとの日常を破壊する原子力発電所の再稼働・新設も同様に到底認められません。

新型コロナウイルスのパンデミック（世界的大流行）が長引く中、利潤や効率を最優先する新自由主義の破綻が明らかになりました。私たちは、そうではない道、憲法前文が掲げる「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利」（抜粋）を実現する政治と経済を選択します。

憲法9条の実現「戦争しない国」

日本はアジア太平洋戦争を「自存自衛」の名のもとに起こし、アジア諸国と日本で多くの人びとの命を奪いました。それに対する強い反省から生まれた憲法9条は、「戦争の放棄・戦力の不保持・交戦権の否認」を定めています。他国との平和を実現しようとするとき、領土問題ではいたずらに帰属を争うのではなく、その周辺の平和を維持するための環境と土地・資源利用のための互恵的ルール作りを粘り強く提案し続ける必要があります。

しかし、安倍政権はその末期、憲法違反の「敵基地攻撃能力保有」まで打ち出しました。同政権の政策継承をうたう菅政権は、2021年度防衛費に陸上自衛隊の地对艦誘導弾の射程延長開発費として335億円を盛り込むなど、すでにその実現に着手しています。また、沖縄の人びとの民意を無視して建設を強行している米軍の辺野古新基地に、「日本版海兵隊」とも言われる自衛隊水陸機動団を配備する合意が日米間にあることが明らかになりました。さらに、2021年1月に発効した国連の核兵器禁止条約（核兵器が使用されないためにはその廃絶しかないと言明）に、日本政府は署名・批准しようとしていません。

武力によって片をつけようという姿勢を示したり、「核の傘」に頼ったりすることは、憲法9条の意思に真つ向から反します。憲法9条に自衛隊の存在を書き込み同条を無力化し、安保法制下で日本を自衛隊と米軍が一緒になって「戦争できる国」に変えてしまう「自民党改憲」に、私たちは強く反対します。

暮らしは政治です

日本学術会議会員の一部任命拒否の理由について何も答ええないなど、主権者をないがしろにした政治を続けている菅政権は、スキャンダラスなところも安倍政治ゆずりです。「モリカケ・桜」問題の解明もうやむやのまま、今度は総務省接待問題。政治を行なう資格そのものが問われています。

前回の国政選挙だった2019年参議院選挙の平均投票率は48・80%でした。有権者の半数以上が自分の意思を選挙で示していません。その結果もたらされたのが、「隠ぺい」「改ざん」「ウソ」、そして「答弁拒否」にまみれた今の政治です。

スポーツ選手や芸能人が政治的な発言をすると、「政治を持ち込むな」と言われる風潮があります。しかし、政治は人びとの活動や暮らしと切り離すことができないものです。人びとがあらゆる場で大いに政治について発言し、行動すること、政治はまともなものになっていきます。

秋までに行なわれる衆議院選挙で、私たちがしっかりと意思表示をすれば政治は変わります。政権交代も実現できます。期日前投票や郵便投票も積極利用し、選挙当日は安全な距離を保って行列を作り一票を投じましょう。

《2021年期市民意見広告運動が掲載した意見広告本文。2021年5月3日の朝日新聞全国版・福島民報・毎日新聞全国版の3紙に掲載》

市民の意見 185号 目次

2021年期市民意見広告 「武力で暮らしは守れない」

■特集1 子どもをめぐって

明日生きていくお金や食べ物がない子どもたち
子どもを取り巻く環境を人権の視点で考える
今井紀明 4

■特集2 記憶の継承（インタビュ）

戦争の被害を記録し、加害を受けとめる
後藤富和 7

■連載

「皇統譜」から離脱して〈人間〉になる？

―新天皇「即位」(代替わり) 問答⑪―
山本唯人 10

〈Ⅲ〉新型コロナワクチンの善と悪
天野恵一 14

連載エッセイ⑧② 〈見られている〉意識
松村高夫 17

運動の現場から
鈴木一誌 28

自治体パートナーシップ制度をテコに婚姻規範を変える
鈴木 賢 23

■文化

あまり語られていないコロナの話
岡本朝也 26

本の紹介「満州国軍朝鮮人の植民地解放前後史」
細井明美 29

寄贈本の紹介「おおすみ事件」、「コロナ・ショックは世界をどう
変えるか」、「戦争裁判と平和憲法」、
『脱原発 経産省前テント ここに在り！』
まっただたえこ 30

■報告

まんが「ふしぎの国のありか」⑨①
市民意見広告運動からのお知らせ
事務局だより 34

読者のおたより
会計報告
編集後記 35

題字 安西賢誠
印刷・レイアウト (有)山猫印刷所 36

3度目の緊急事態宣言

明日生きていくお金や食べ物がない子どもたち

今井 紀明

パソコンに向かう。僕は今、自宅の和室に座って毎日のように子どもたちの声を聞いている。僕が理事を務める認定NPO法人D×P（ディーピー）は、ユキサキチャットというLINE相談サービスを運営している。4400人を超える全国の高校生、若年層の登録があり、不登校や虐待、中退、困窮状態にあるという相談を毎日、毎日みている。「助けてください」という声が届く。僕は、ひとりひとりと向き合い続けている。

2020年度の食料支援の数は5000食を超えて、現金給付は342万円になった。「ガスや電気が止められまし



た」「家賃を滞納しています」「親から

殴られて」「死のうと思っています」という厳しい状況にいる相談者からの相談がこの1年間で増えた。スタッフと毎日2回ほど会議を行ない、ひとりひとりの支援内容や方向性を決めていく。相談はすぐに解決する場合もあれば、数ヶ月、1年単位でかかることもある。相談者との相性などを考えて担当の相談員を決め、チャットと電話、zoomなどを駆使して信頼関係をつくりながら関わっていく。必要な場合は自治体の生活保護担当をしている福祉課や子育て支援、児童相談所にも連絡をし、企業や他のNPOとも連携して相談者の頼れる先をつくっている。

ある子は「天井を見上げて」と言った。動く気力がない、食べていない、コロナの影響で仕事を失い、これまでアルバイトもがんばってきたが、所持金がないという。僕はその地域に偶然いたので、ちょっとした出会えませんか、と聞くと駅まで来てくれた。少し話すと、

「人に話すこと、本当にしていなかったんです」

「そっか、誰にも相談していなかったんだ」

「はい、友達とかに経済的なことはやっぱり相談しづらくて」

「そうだね、そういえばお金、心配しているんだけど、あといくら残っているの？」

「所持金は300円とちよつとです。家賃も滞納していて」

「そうなんだ、うちの方でもできる限り支援できるように動くね、生活保護などの申請も手伝うね。ご飯も食べていないって聞いたので、これ渡すね」

僕は1万円を出し、渡す。

「ありがとうございます」

「スタッフと面談して、申請もしていこう」

そう言っって、僕は見送る。結果的に、スタッフはその子と連絡を取り続けて地域のソーシャルワーカーの協力のもと、生活保護を受けることができた。

孤立する子どもたち

オンライン上で僕らはいつもやりとりしている。顔が見えない、文字しかみえない、

る。

「所持金があと300円で」

一見無機質かもしれないやりとり。しかし、僕らは顔を見せない面談をしたり、時には対面で会ったりしながら全国の若年層と関わり続けている。少しでも気持ちが届けばいいと思い、食料支援をするときの箱には毎回ポストカードを入れている。相談員が手書きでメッセージを書いて送る。

食料支援や現金給付を必要とする若年層に共通するのは、何らかの理由で親に頼れないということだ。例えば、親がそもそもいない、親から虐待を受けて施設などで暮らしているなど。また、ひとり親家庭などで経済的に頼りづらかったり、親と関係性が悪く家を出て一人で暮らしていたりする。親に頼れずに暮らす相談者の多くは、緊急事態宣言などの影響でアルバイトの就業時間が減ったり休業補償が出なかったり、急に仕事をやめさせられたりして困窮状態に陥ってしまったという。アルバイトで働き生計をたてる若年層は、1回目の緊急事態宣言から相談がきていたが、いまは国立大学の学生や新社会人など、今年の春から新生活を始めたという若年層からも相談が届くようになった。なかには児童擁護施設や自立援助ホームを退所したばかりだという10代もいる。奨学金など借りながらがんばってきたが、コロナ禍でバイトもできず貯蓄が減り困窮状態に陥って

想像する。あと、300円しかなくてお米も少ししか残っていない。ひとりひとり、ぎりぎりまで相談せずにきたのだろう。仕事も自分で見つけようとしてきたことは話を聞いているとわかる。しかし、緊急事態宣言で急に仕事がなくなった後に、貯蓄がない10代がどうやって自力でこの状況を切り抜けられるだろうか。親に頼れない大学生や専門学生が、勉強もし、奨学金を返すプレッシャーも感じながら、アルバイトがみつかりづらいコロナ禍の下で安心して暮らせるだろうか。この状況を若者ひとりの力で切り抜けさせることはあまりにも酷であるし、自己責任といって切り捨ててはいけない。

しかし、国からの支援は世帯支援が中心だ。未成年には直接届かないことがある。20歳以上の場合には生活を支えるために生活保護があるが、それを使いたくないという人もいる。また給

付制度は少なく、申請もひとりでは難しい。貸付制度もあるが、見通しがつかない状況だと返済の不安がついて回るだろう。そもそも支援制度の情報を知らないこともある。国側も動くようになっているが、公助は足りていないし、公助は自ら困っている人のところにやってはこない。

だから、僕はユキサキチャットで相談に乗りながら現金給付を数カ月間に渡って支援する。直接、困っている若年層に提供し、安心できる環境をつくる。その後、生活を続けられるように就職などを目指して

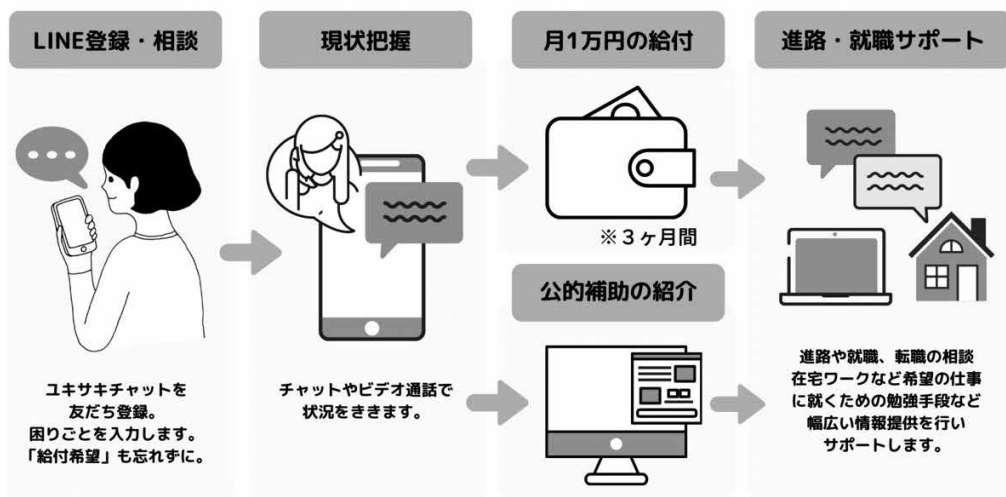


食べ物のない子どもたちへの食料支援

サポートしていく。

ひとりひとりの若者が希望を持てる社会へ

僕は創業以来、10年かけて国や企業がサ



ユキサキチャットはこのような支援しています

ポートできていない子どもたちの支援をスタッフや寄付者の方、ボランティアの方々と作ってきた。コロナ禍では、全国の子どもたちの対応ができる体制を整えた。2020年度は全体で約8600万円の予算のうち、6800万円は寄付で事業を行なってきた。8割は個人寄付だ。寄付型のNPOだったからこそ、コロナ禍の状況下でもすばやく対応して子どもたちと日々、接することができている。これが行政の委託事業だったら、定められた契約内容に基づくため、緊急対応をスピーディーに行なうのが難しかっただろう。

寄付の力は社会をつくる資本になることだ。社会のモデルとなる事業を作り、そして国や企業ができない支援をつくることができる。僕が代表を務める認定NPO法人D×Pではオンライン上で困っている10代と出会うアウトリーチができています。日本はオンライン上のセーフティネットが未整備であり、相談先もまだ少ない。それを変えていく必要性があるし、僕たちは2000名近い個人寄付者さんとともにそのモデルを作り続けている。

国ができれば民間で、やりとげていく。D×Pのビジョンである「ひとりひとりの若者が自分の未来に希望を持てる社会」は単なる目標ではなく、実現していく

認定NPO法人D×P

<https://www.dreampossibility.com/supporter/>

電話：06-7222-3001

★子どもたちへの食料支援、現金給付の活動を支援してください。

- ・銀行名：ゆうちょ銀行
- ・記号：009104
- ・番号：332445
- ・口座名：特定非営利活動法人 D×P
(他銀行からの場合：〇九九店 当座 0332445)

(いまいのりあき／認定NPO法人D×P理事長)

ことだ。ひとりひとりに対して未来に希望をつくりたい。その思いで僕らは仕事をしている。

今日もユキサキチャットに連絡がくる。「しんどい」と。この状況、ひとりよくがんばっているし、すごいよ、と声をかける。画面上のやりとりかもしれないが、それは始まりだ。人と人との温かみがそこにはあるはず。冷たくない、頼れる存在や支援を僕らはつくっていく、今日も明日も。

子どもを取り巻く環境を人権の視点で考える

後藤 富和

はじめに

役員選考委員会という謎の組織からの1本の電話で、福岡市立警固中学校のPTA会長に選ばれた。立候補もせず選挙も経ず、今どきこんな非民主的なやり方で組織の役員が決まることに驚いた。役員選考委員は、私に「PTA会長って座っているだけで良いですから」と言った。馬鹿にされているのかと思ったが、せっかくの機会なので座っているだけじゃない会長になろうと思い、引き受けることにした。

PTA会長として中学校に通うようになって驚いた。学校以外の場所では耳にすることがない罵声や怒号が校内の至る所から聞こえてくるからだ。いずれも教師の生徒に対するものである。私は弁護士として少年鑑別所や拘留所、少年院などに通うが、そこではそんな声を耳にすることがない。あまりに苦しくて学校に1時間いるのが限界である。

この環境で子どもたちは毎日過ごしている。しかも逃げ場はない。

子ども達が良好な環境で教育を受けることができるようにするのが私たち大人の義務である。だったら、この現状を何とかしなければと、人権の視点で子どもを取り巻く環境とりわけ学校を観察し、子どもの人権を取り戻すための取り組みを始めた。

学校の現状

*理不尽な校則

- ・靴下は白、ワンポイント不可、(靴下の長さ) 上靴を履いた状態で床から15cm以上
- ・男子の肌着は白
- ・女子の下着は白かベージュ
- ・前髪は眉上、横髪は耳にかかってはいけない。ツーブロック禁止
- ・女子が髪を結ぶ位置は耳よりも下(ポニーテール禁止)
- ・髪を結ぶゴムの色は黒・紺・茶のみ
- ・眉毛を整えてはいけない

これらは福岡市内の多くの公立中学校で

採用されている校則である。

なぜ靴下は白でなければならぬのか、ツーブロックがいけないのか、生徒が教師に尋ねても「校則で決まっているから」「中学生らしいから」としか返答はなく合理的な説明はない。中には「政府がそう言っている」と明らかに虚偽の説明をする教師もいる。

靴下の色や長さ、髪型、下着の色など、何を目的としているのか説明ができない理不尽な校則が多数見受けられる。また、教職員が生徒のくせ毛を伸ばして頭髮検査をしたり、地毛証明書を提出させたり、油性マジックで生徒の顔に太い眉毛を書き入れたり、明らかに理不尽な生活指導がなされている。さらに、生徒を列に並べ、シャツのボタンを外させた上で、一人ひとりの下着の色を教師がチェックするという服装検査が行なわれている学校もある。

確かに、校則には、集団生活を円滑に行なうことで子どもたちの教育を受ける権利を充足するという意義があるのかもしれない。

しかし、靴下の長さを細かに指定し、下着の色を指定すること、ツーブロックを禁止することに、集団生活を円滑に行なうという意義は見いだせない。ましてや、靴下や下着、髪型などを厳格に指定することが

子どもの教育を受ける権利を充足させることにはつながらず、逆に、理不尽な決まりであっても疑問を持たず黙って従うべきという意識を生徒たちに植え付けることになり、民主主義社会における主体的な市民の育成を阻害する結果となりかねない。

また、シャツのボタンを外し教師が生徒の下着をチェックしたり、地毛証明書を提出させることは、明らかに人権上問題がある指導と言わざるを得ない。

他の教室や他の階に行ってはいけない、多目的トイレは使用してはならないといった、明文化されていない決まりも多い。

*画一的・非寛容な環境

制服をはじめ、学校では画一的であることが求められ多様性は排除される。

学生服は、あくまでも学校が望ましいと考えている服であって、それを着用するかどうかは生徒自身が決めるいわゆる「標準服」である。しかし、実際には生徒が服を選ぶことは許されず学生服の着用が強制されている。

トランスジェンダーの生徒、文化や宗教上の理由から決められた制服を着用することが困難な生徒もいる。しかし、学校ではそのような性や文化の多様性は否定され、決められた性による学生服の着用が強制さ

れ、それに従わなければ教室に入れてもらえないといった、徹底した非寛容の精神が蔓延している。

*不登校を生み出す環境

コロナ禍での休校明けにようやく入学できた中学1年生の女子生徒に対し、男性教諭が下着の色がピンクであることを指摘した。その生徒はそれ以来学校に通うことができなくなった。

多様性を否定しひたすらに画一化が求められる学校では、その枠組みからはみ出た生徒は徹底して排除される。生徒に対して非寛容であることを看板にしている公立学校さえある。

学校改革

性の多様性、文化や宗教の多様性、国際化に対応するため、福岡市立警固中学校では、PTAが中心となって、制服の改革を進め、2019年度から男女を問わずスカートとズボン、リボンとネクタイを生徒が自由に選べるジェンダーフリーの標準服を導入した。翌2020年度からは福岡市内のすべての公立中学校でジェンダーフリー標準服が導入された。

しかし、教師の中には、その趣旨が理解できず、「男子は選べない」と指導したり(つ

まり女性がズボンを選択できるようになったと狭く捉えている)、制服注文票を男女別にするなど、学校側の理解が進んでいるとは言えない状況である。

とりわけ、学生服をジェンダーフリーにしたにも拘らず、髪型などは明確に男女を区別する校則や生徒指導は残ったままである。

ジェンダーフリー標準服導入を進めてきた市民や弁護士会は、理不尽な校則の見直しを求め、福岡市内すべての公立中学校の校則を調査し、2021年2月、福岡市教育委員会に対して以下の要望をした。

- ① 合理的理由が説明できない校則や生徒指導、子どもの人権を侵害する校則や生徒指導は、直ちに廃止し、もしくは見直すべき
- ② 不必要な男女分けをする校則や生徒指導は、直ちにやめるべき
- ③ 校則の制定、見直しにおいては、生徒も参加する校則検討委員会で検討するなど、生徒の意見を反映すべき

この意見を受け、福岡市教育委員会は、各中学校に校則の見直しを指示した。その結果、生徒の自主性を尊重する校則に変わった学校もあれば、どこが変わったのか

分らないレベルの学校もある。要は、校長や現場の教師が、校則見直しの趣旨を理解できているのかどうかによって差が出る結果となった。

今後は、私たち市民が継続して各校の取り組みを監視し、生徒の人権に対する配慮ができていない学校や教師に対しては厳しい意見を突きつけ、改善を迫ることが必要である。

学校に人権を、学校に民主主義を

P T Aや弁護士会が声をあげて校則を変えることに対して、そのようなことは生徒自身が決めることであり、大人が口を挟むべきではないという意見もある。

しかし、今の学校では、生徒が校則について口に出しただけで教師による長時間の指導を受けなければならない。生徒が泣いてもその指導はおさまらず、内申に響くぞ、人生賭けるか（高校落ちるぞ）と脅される。こうやって、校則について口にしてはならないという空気が学校を覆う。

さらには、自分の意見を言ってみろと言われ生徒が自分の頭で考えたことを口にすれば、教師から「ふざけるな」と叱責を受ける。ふざけていないのに。こうやって生徒達は自分の意見を押し殺し教師が求める答えを考えるようになる。

このような環境下で、校則に不満があるのなら生徒自身で変えれば良いと言うのは、今の学校環境をあまりに知らないと言わざるを得ない。生徒達が声を出せる環境を整えるのが、私たち大人の義務である。

千代田区立麹町中学校や世田谷区立桜丘中学校など、校長のリーダーシップで校則を見直したり撤廃し、生徒の自主性を伸ばす学校もある。これは、特別なことではない。やろうと思えば、どの学校だってできるはずである。これを「麹町中（桜丘中）だからできたのよ」「うちじゃ無理」と言うのはやらないことの言い訳である。

まとめ

ここまで読んでくると一方的に学校が悪いと感じる方もいるかもしれない。でも、このような学校にしてしまったのは、私たちにも原因がある。

私たちは、本来学校の役割ではない部分まで学校に丸投げにしてこなかっただろうか。

保護者は、家庭ですべきことまで学校に押し付けてこなかったか。夜間にクレームの電話を入れたり、休日の部活を教師に任せきりにしていないか。教師の休日を奪うことを当然と思ってこなかったか。

地域の人々は「公園で子どもが遊んでい

る」と抗議の電話を学校に入れなかったか。子どもが公園で遊ぶことのどこが悪いのか。コロナ禍の中、公園で遊んでいる子どもにも地域の人たちが水をかけるという事件が各地で頻発している。子どもは社会の宝である。もう少し寛容な態度が取れないか。

そして部活動や生徒指導で多忙なのは分かるが、教師自身も教育の根本である人権についての学びを深めることを怠ってこなかったか。社会との関わりを持つことに消極的ではなかったか。教師が休日にデモに参加したって良いじゃないか。

理不尽な校則は、保護者や地域が学校にすべての責任を押し付け、学校・教師が機能不全を起こした結果である。そして、そのツケは将来のこの国を担う子ども達に寄せられている。

今、私たち大人が理不尽な校則に声を上げないと、この国の未来に人権と民主主義はない。

（ごとう・とみかず／弁護士、福岡市立警固中学校 P T A 元会長）



戦争の被害を記録し、加害を受けとめる

——「東京大空襲」を山本唯人さんに聞く

——まず「東京大空襲」についてざっくりとお話しただけですか

「東京大空襲」が行なわれたのは1945年の3月10日です。日本側の記録では零時8分から空襲が始まって2時37分に空襲警報が解除されました。空襲はおよそ2時間半継続しました。日付が変わってすぐの空襲なので3月9日の夜と覚えている方もいますが、時計の時刻では3月10日になります。当時マリアナ諸島が米軍の基地になっていたので、そこを発進した爆撃機のB29、約300機が約32万発の焼夷弾を投下しました。その標的になったのは、当時の東京でもっとも人口密度が高かった下町の住宅密集地で、そこに2時間半という短時間に大量の焼夷弾を投下する作戦でした。

焼夷弾にはナパームというガソリンをゼリー状にした燃料が入っていて、人工的に大火災をひき起こす機能があります。当然投下された下には一般の人々が暮らしている生活の場があるわけですから、そこにいた人たちは甚大な被害を受けました。大火

災に巻き込まれるなかで約10万人が亡くなりました。これが東京大空襲の概要です。

——当時東京の東側には工場とか軍の施設があったのですか

ありました。関東大震災の後くらいから都市化が、都心部から周辺に広がっていききました。現在でいうと江東区の外側の部分に、比較的規模の大きな工場がつくられ、戦争当時はそれが軍需工場に切り替わっていききました。それに対して本所、深川、日本橋、浅草など、江戸時代から市街化していた都心の伝統的な下町には、住宅と工場を兼ねた、比較的規模の小さな工場が多く集まっていました。

東京大空襲で主に標的になったエリアは都心部と周辺部でいうと、都心部のほうに照準が合わされていて、生産の主力を担う規模の大きな工場はむしろ目標エリアの外に分布していました。そういう状況を見ると、東京大空襲から始まる無差別爆撃とはまさに人々の生活の場を直撃することに焦点が合わされていたということができます。主力の工場に損害を与えるなら、大工

場を標的にすればいいのに、東京大空襲の中心はそうではなかった。この空襲が当時衝撃を与えたのも、そういう点だったと思います。

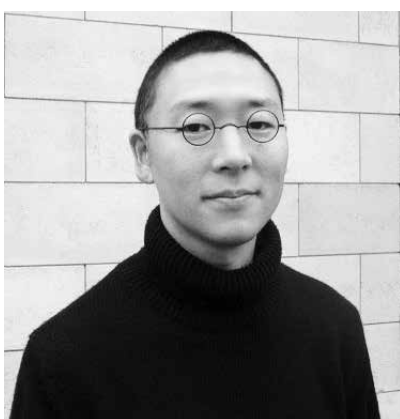
3月10日以前は、例えば西のほうの中島飛行機の工場を爆撃するなど、いわゆる工場を標的にした空襲が行なわれていました。3月10日を境に、それとまったく違うタイプの空襲が人々を襲ったわけです。それが東京だけに止まらず、1週間の間に名古屋、大阪、神戸と4大都市をすべて同じような方法で爆撃し、終戦まで全国の地方都市を無差別爆撃していきます。東京大空襲はB29によるこうした「都市無差別爆撃」の日本本土で最初の空襲であり、そのなかでも最大の犠牲者を出しました。約10万人という東京大空襲の犠牲者数をほかの被災と比べると、例えば長崎の場合は、1945年のうちに約7万4千人、広島の場合は同じく約14万人が亡くなったとされています。兵器の種類は違いますが、広島・長崎の原子爆弾と並ぶような被害をこの1日で出したという意味でも、日本の敗戦に至る戦史のなかで重要であり、忘れてならない空襲だとされるのは、そういう実態によるものだと思います。

——その後、遺体は誰がどのように埋葬したのでしょうか

空襲の直後から路上にたくさんさんの遺体が散乱するような状況が生まれたので、通常の火葬や埋葬、供養などが不可能になりました。その日から死体の処理が軍や東京都などによって進められました。火葬ができないので被災地周辺の公園や寺院の境内などに「仮埋葬」といって、一時的に土葬する形で遺体の処理が行なわれました。その状態で敗戦まで行き、1948年からそれを発掘して順次火葬する「改葬事業」が始まり、1950年度まで続きました。

——朝鮮戦争の間もやっていたんですね

そういうことです。一番長くて6年ちかく土中に埋まっていた方がいることになります。長い間埋まっていたら当然その身元の確認も難しくなるわけですから、空襲被害自体の大きさに加えて、「仮埋葬・死体処理」という政府や東京都による対応が重



山本唯人（やまもと・ただひと）さん
社会学者、キュレーター。専門は空襲・災害研究。1972年、東京都生まれ。

なって、無縁状態になりやすい遺骨が数多く生み出されました。

その後、発掘された膨大な遺骨の納骨場所が問題になり、両国駅の近くにある「震災記念堂」（当時）に合葬することになりました。「震災記念堂」というのはその名のとおり関東大震災のあとに建てられた納骨堂で、そこには元々震災の死者の遺骨が納められていました。

1951年9月の第一回法要以来「震災記念堂」は「東京都慰霊堂」と名前を変えて、9月1日と3月10日の年2回法要を行なう形になって今にいたります。この「東京都慰霊堂」という名前のなかには「空襲」という文字がありません。そして「震災」という文字も消えています。空襲という戦争の犠牲者を、自然災害の死者たちと一緒に、漠然とした「被災者・被害者」という認識に塗りこめてしまうような効果が、この慰霊方法にはあると思います。

今、朝鮮戦争の時期と重なりとおっしゃいましたが、この震災と空襲の合葬方式が選択された時代背景を考えると、まさに朝鮮戦争をきっかけに占領が再軍備路線に転換していく時期と重なります。1951年にサンフランシスコ講和条約が結ばれ、空襲・原爆の被害を含めて、連合国に対する日本の賠償請求権が放棄されます。そして

翌52年には再軍備と並行しながら戦傷病者戦没者遺族等援護法が制定されました。これにより、軍人・軍属やその遺族を補償の対象とし、同じ戦争の被害者でも民間人や旧植民地出身などの外国籍者はその対象から排除する、戦後補償体制の枠組みが作られました。その背後には、かつての敵国であり、空襲の加害者であるアメリカに対し、一転して軍事同盟を結んで経済発展を目指す戦後日本の選択があります。

戦後社会の出発点で、旧植民地出身者などが「外なる他者」として戦後補償から排除されたとすれば、国内の民間人戦争被害者は「内なる他者」として排除されたと言えます。そのことと、空襲の遺骨が抽象的な「被災者・被害者」という枠の中に閉じ込められていくプロセスは、誰かがそういう意図だと書類に書くはずはありませんが、大きな時代の構図として連動しています。2007年、日本政府を被告として東京大空襲訴訟が起こされ、2013年、最高裁で敗訴が確定しますが、いわば、1950年前後に刻まれた線をずっと動かさずにいることが、私たちの社会のもう一つの顔としてあるのだということが、東京大空襲の死者の行方から見えてくることだと思います。

——当時、多くの朝鮮半島出身者が東京に住ん

でしたが、彼らはどうなったでしょう

そうですね。何人犠牲になったかとか、空襲後の状況について、はっきりしたことはいくつかわかっていないのが実情だと思います。最近のことというと、2000年代の小泉内閣の時代に韓国政府との間で朝鮮半島出身戦没者の遺骨返還事業がありました。その事業をきっかけに、「東京朝鮮人強制連行真相調査団」という強制連行の実態を調べる運動のなかで、「東京都慰霊堂」に朝鮮人犠牲者の遺骨もあることがわかってきました。遺骨名簿を見ると、創氏改名されたと思われる名前が識別できるわけですね。こうした動きに付随していろんな資料の提供が呼びかけられましたので、そういうなかで部分的に被害の実態がわかってきました。

それと並行しながら、07年に東京大空襲・戦災資料センターをリニューアルした時に、事実の掘り起こしを進めていた方々の協力を受けて「東京大空襲と朝鮮人」というコーナーを常設展示として新設しました。また東京空襲犠牲者遺族会も朝鮮人空襲被害者の慰霊祭に出席し交流します。2000年代の半ばごろから積み重ねられたそうした取り組みは、重要な経験になったと思います。どうして重要かというと、関係者と話をすると、直接の加害者は当然

アメリカですけれど、自分たちは単なる被害者じゃないのだという言葉が出てくるわけです。その背後には、空襲に先立つ植民地支配の問題、戦争中の朝鮮半島からの徴用や強制的な動員があつて、その結果朝鮮半島出身の人びとが日本にいて、空襲被害にあつたという経緯があるわけです。そういう、アメリカによる加害と日本による加害、二重の加害によって引き起こされた被害の側面がこうした掘り起こしのなかで見えてきました。

2000年代はちょうど日本軍による中国の重慶爆撃の被害者が東京地裁に提訴した時期でもあり、東京空襲の被害者と重慶の被害者との交流もありました。朝鮮人空襲犠牲者の問題と重慶の空襲被害、この2つのテーマに取り組むなかから、日本の空襲被害者たちが、それらの被害の背後にある日本の加害を認識していくといえますか、そういうプロセスがそこにあったように思います。

もう少し付け加えると、先ほども言ったように国内の民間人の空襲被害者自身がやはり日本の政府や社会から切り捨てられてきた、被害者なのに、被害者として処遇されてこなかったという背景があります。いわば「見捨てられた被害者」であり続けたということが、アジアにおける被害者救済

の運動と共通する要素としてあるのではないかと感じます。

東京空襲の被害者および関係者は戦後50年の頃から亡くなった一人ひとりの死者の名前を記録する運動を始めました。その名前を記すという行為には、戦争の死者には「加害者」がいること、それは自然災害や偶発的な交通事故による死とは一緒にできないものなのだというメッセージが込められています。遺族会の運動では、「被害者」ではなく「犠牲者」という言葉がよく使われますが、そこにも同じ意味合いを感じます。

では、日本の空襲被害者に対する加害者とは誰なのか。もちろん、直接はアメリカ軍が加害者なわけですが、本当にそれだけなのか。例えば、住民が追い込まれて一人ひとり亡くなっていくプロセスを具体的に見ると、防空と言いつつ民衆に消火義務を負わせて人々を空襲の現場に縛り付けた政府の問題、その前提として、マリアナ諸島が陥落して制空権を失っているにもかかわらず、なお戦争を継続し、民衆を動員し続けた日本政府側の戦争政策の問題などが浮かび上がってきます。

さらに、戦後は加害した側のアメリカと軍事同盟を結んで、経済発展に進んでいった国家や社会の戦後責任という問題もあり

ます。最近、戦後の援護政策に関わった官僚から「民間人に補償していたら日本が破産しちゃうよ」のような発言があったと、ボロボロ伝わってきますが、その官僚の発言は、ある意味で、高度成長になだれ込んでいった、一般民衆を含めた戦後日本社会の底流みたいなものをあけすきに語った言葉でもあると思うのですね。

戦後にある程度安定を築いた立場からすると、空襲の死者たちの存在というのはどこか見たくないものといえますか、一般的な意味で同情の対象にはなるけれども、本当に突き詰めていくと、どこか今の「わたしたち」の築いた平穏な暮らしを脅かしかねないという、潜在的な恐怖感の対象になっているところがあるのではないのでしょうか。先の官僚の発言はそういういまの日本社会にある心理を物語っているように思えます。

サンフランシスコ講和条約で日本が賠償請求権を放棄したとすれば、ある意味で、日本政府はアメリカの加害責任を肩代わりする立場でもあるわけですが、そのことを問おうとすると、アメリカの庇護を受けて「豊か」になった戦後日本の立場を根底から見直すという大問題に発展してしまうので、そこにも触れられない。

そういった心理が日本の社会自体のなか

に埋め込まれていて、言ってみればそういう意識そのものが、国家や社会による加害を、外に対しても内に対しても生み出すもとにあるのだと思います。自分自身が被害者になるかもしれないと同時に、いつ加害者になるかもしれない。いや、すでに加害者の側にあるのかもしれない。その怖さみたいなものをどう受け止めて、被害者になることも、加害者になることも拒否して生きられるような社会をつくれるかが、空襲被害者の運動のなかでずっと問われていることだと思います。

——今、空襲被害者の名前を公開するプロジェクトを始めましたね。そのことについて教えていただけますか

2020年10月に「東京空襲『せめて名前だけでも』公開プロジェクト」という取り組みを始めました。ひとつは90年代からの氏名記録運動を主導してきた「東京空襲犠牲者遺族会」、もう一つはその支援活動をしていた「和・ピースリング」という民間団体呼びかけ団体としています。遺族会が氏名記録運動を通じて約1万人の死者の名前を独自で集めていまして、その名前を遺族の承諾を得ながら公開していくことが、名前の公開プロジェクトの目標です。公開の方法については、一つは「展示」が柱になっています。今のところ毎年3月に

名前の展示を行なって、そこで公開します。もうひとつは、今年から始めたのですが、「出版物」として残すことです。今年3月に出版した冊子（「東京空襲犠牲者の名前を公開する―浅草deトーク2019の記録」）に展示した全員の名前を印刷して公開しました。ただ将来を考えると、例えば遺族にとつては沖縄の平和の礎の印象が強くて、「石碑に刻む」ことを求める方は非常に多いです。それとは別に遺族会が持っている名前の情報（「犠牲者報告書」）をしっかりとファイリング・保管して、アーカイブズとして保存公開する道もあるのではと個人的には思っています。

遺族会の言葉に「すべての戦争犠牲者と痛みを共有する」という言葉があります。この言葉を名前の公開プロジェクトの趣意書に掲げ、「属性や国籍を越えて東京都内の空襲で犠牲になったすべての個人」を活動の対象にしますと書き込みました。

それは、一人ひとりの被害に向き合うことを通して、その背後にある加害の問題を受けとめるという、この間の運動が積み上げてきた精神を継承する決意を示す言葉でもあります。その願いに答える活動を重ねていきたいと思っています。

（聞き手：細井明美／本誌編集委員）

〈象徴天皇教の祝祭ナシヨナリズム〉批判

「皇統譜」から離脱して〈人間〉になる？

——新天皇「即位」(代替わり)問答⑪ 天野 恵一



——さて、天野さん、前回まとめて論じてもらった「小室母子と眞子」問題、4月8日に「小室」文書なるものが出されて、大騒ぎが急展開。ずいぶんお金使って、週刊誌各誌をまとめて読んでるみたいだから、やっぱり、これからいきますか。

天野 貧乏人の私には、とつてもキツイ。同情してくださいよ(笑)。

——ハイ、ハイ。よくわかります。ザマーミ口とは言いません(笑)。私もこの質問のために今回は週刊誌いくつか読んでみたし、テレビのワイドショーでも大騒ぎが拡大しているの、よく見て、少し予習してきましたから。

天野 それは、よかった。

——でも、私の眞子さんへの同情の気持ちはゆるぎませんよ。

天野 あいかわらず、意地っぱりでガンコですね。こまったもんだ(笑)。マスコミで明らかにされた時間の流れにそって見ていきますよ。「小室」文書の発表の直前から行きます。

小室との結婚の意思は強固であり続けたマコに、どうも秋篠宮家の父母の方が根負けして、キコ母の方がどうにか表面的には

かたちを整える方向へ動き出したようですね。

——ええ？ どうしてそんなことわかるの。

天野 お金を使って、こまかく記事をフォローし続けると、ボンヤリ見えてくるんですよ(笑)。

わかりやすいのを引きます。『週刊文春』

(4月15号)に「紀子さま変心ついに結婚容認 最後の壁は小室母」という記事がありました。「秋篠宮家関係者」なる、内部の人間の声を集めた記事。「反対」を続けていた母紀子も、強く反対していた美智子のプレッシャーから少し解放され、娘の気持ちをくみとり、自分たちの結婚の時も、今の天皇がまだ独身だったから、長男より先は許されず、これへの反発から秋篠宮「皇籍離脱」との騒ぎもあった過去を振り返り、容認へ傾いている。最後の問題は金銭トラブルの主役「小室母」が残るのみという記事。小室が司法の世界で十分生きられる実力を示してきていることをふまえて、その記事は、こう続いています。

「司法試験を終えれば帰国する余裕も出

てくるだろう。その際に、記者会見などで説明責任を果たし、結婚へと歩みを進められるか否か。眞子さまと圭さんが三十歳の節目の十月を迎えるまで、あと半年である。」

——すると、あの「小室」文書は、小室母子の「説明責任」を果たす目的で出されたものだったの？

天野 主観的には、そういうつもりだったんじゃないかね。「秋篠宮家」サイドも、そのように受けとめたかった。最初のマスコミ評価には、そういうムードがありましたよ。直後のテレビニュースなんかでも。代表的なやつを一つ紹介するね。『サンデー毎日』(4月25日)の「反撃へ狼煙！小室圭さん24ページ反論書の標的」。A4用紙24ページのガチガチの法律文書的「反論」の内容は、母親の元婚約者は「金銭的バックアップ」を約束していたが一方的に婚約破棄を通告、約束に反して400万円の返済を求めてきただけ、「金を返してもらったもりはなかった」との元婚約者の発言の録音データも持っている、「私や母は借金を踏み倒そうとしていた人間」と評価されていることは心外——という強い調子の攻撃的なもの。これへの『サンデー毎日』の評価はこんな調子。

元宮内庁職員の下田普司氏はこう評価する。／『非常に丁寧に説明されていますね。相手の方が何を考えているのか分

からないという内容も、その交渉は大変だったろうなと感じます。また「返金は求めていないが解決していない」というのが何を意図しているのか不明で、それが「恐怖」という言葉で表現されているのが、印象に残りました。いずれにしても、小室さんがこの文書で意図したことは理解できました。／さらに小室さんは、文書で金銭トラブル以外にも多くの誤った情報が出回っていると指摘する。〈私や母に対する名誉棄損、侮辱、プライバシー侵害など数多くの違法行為が繰り返されていると考えています。そしてそれらは仕方のないことだとしてすべて受け入れるには限度を超えていると思います〉と困惑や怒りを露わにしている。／宮内庁の西村泰彦長官は文書発表の8日に『非常に丁寧に説明されていた』と高く評価した。9日には『いろいろな経緯があったことを理解してくださいの方がいらっしゃればありがたい』との眞子さまのコメントを明らかにした。素早い反応に、文書発表には宮内庁の事前協力があったのではないかとの憶測も飛ぶ。／皇室ジャーナリストの神田秀一氏が言う。／『長官のこの発言に「あれ?」と思いました。記者から、国民の理解を得られるかと問われると、「それは国民が判断

されること』と言及を避けていました。文書が良いか悪いかは、言いたくないのかと感じました』／ただ、もし宮内庁のお墨付きを得て今回の文書が公表されたのだとすると、結婚はかなり前進したことになる。もう既定路線だという関係者さえいる。前出の山下氏の見立てはこうだ。『あくまで推測ですが、今年の10月あたりにお二人は結婚されると思っています。それを踏まえてですが、5月から6月に納采の儀や結婚式の日程が発表される可能性があります』

もつとも、こういう肯定一直線の評価の声だけが、そこに集められているわけではないです。法的論理的に「私は間違っていない」と言われても、「多くの国民」は「情の部分で納得しまい」、という心理学者のコメントも、そこにあり、記事は、こう結ばれています。

メディアへの宣戦布告。小室さんの主張は受け入れられ、結婚への道は拓かれるのか、それともまだ茨の道が待っているのか。重大な局面に差しかかっている――小室さんが「文書」の直後に「お金を払う」という方向へ態度を急変させたこともあって、この「文書」は結局、ひどい「茨の道」をつくりだしただけ。発表直後からこの文章への抗議の声が、

ずいぶん宮内庁にとどけられているんでしょう。

天野 ウン。そうらしい。メディアの反撃の方も、またさまざまいいものになっている。宮内庁も、紀子らもはやお手上げ、でしょうな。

――『週刊文春』（4月29日）の「小室母「年金搾取」計画口止めメール28枚文書判明」は、まるで警察の「取り調べ」ね。プライバシーも何もあったもんじゃないでしょう。

天野 まったく。「小室文書」以降、宮内庁長官のコメントよりも、4月9日の加地隆治皇嗣職大夫の発言の方が火に油をそそいだ。小室母子の金銭トラブル問題については「報道が出た時から眞子さまが相談に乗ってきた」、金を渡すことはせず、お互いの認識についての話し合いによる解決という方針も「眞子さまの意向が大きい」との発言です。

これはマコ自身がそう言われたとの解釈をするしかないし、秋篠宮自身も、この発言を許可しているのではないかという推測の（皇嗣職のトップが勝手に語れる内容ではないから）を前提に、小室母子の「共犯者」マコへの批判、非難が公然と露出してきているのが現在の状況。

――自分の恋人を信じようとしたんだから、ある意味で当然でしょう。何が問題？

天野 ウーン。ただ、皇族の判断を「尊重

せよ」というメッセージの性格を持つから、その点は、何を偉そうに、と思わない？

——そうかなあ、私は恋人を信じこんでいる純情な娘さんの心情しか、感じないけど。バツシングレしている記事や抗議の声は、「皇室」という「聖域」に卑しい母子が参入するのが許せないという、イヤーな心情がにじんでいるでしょう。

天野 もちろん、そうした心情と論理のグロテスクさは、ウンザリという点ではあなただといっしょ。ただね、「『甘いのよ！』小室圭さんを叱った眞子さま暴走愛」(『週刊文春』(5月6、13日)なんか読むと、どうもマコのリードで問題への対応がなされてきたことは事実のようだ、だとすると、女性週刊誌の方の記事に多い小室母の魔性のとりこになった「マコさま」てな評価とは対極の超特権的存在にある皇室の娘のトンチンカンな傲慢さを感じちゃうんで、とても同情する気にならないね。

——でも、次の次の天皇「悠仁さま」に悪影響を与えるから、「眞子さま」は追放、皇室から早く出る、みたいなトーンの記事が出てきているでしょう。

天野 ウン、自分の意思でスグ皇籍離脱(金などもらわず)で個人の希望通りの結婚ですますなら、あまり文句ないけどね。「世間」の広い同意なしでは結婚できないなんて、ふざけるな、こんな身分ヤーメタってことまで行くんならね。

——少し、私の気分には歩み寄って来てくれたようね。私は彼女にはガンバッテほしいの！(笑)。

ところで、天野さん、彼女が「離脱」する「皇籍」って何なの。

天野 大日本帝国憲法下では「臣籍降下」といったもの。神様の戸籍(皇籍)から「臣民」の戸籍に降りる、人間入りのこと。

——へー、そんな観念、まだいきてるの。

天野 ウン、だって、皇居の中の神殿が四つもあって日々、神様としての儀礼(皇室祭祀)を行なっているでしょ、天皇は。

——じゃ、天皇は「国民」じゃないの。

天野 その点は一貫して大問題で、解釈は割れているんですよ。「戸籍」に入っていないんだから「国民」の基本条件が欠けているでしょう。神様の一族の「特権」の下「人権」も制限もされている。事実として、「両人の意思による自由な結婚」なんてトンデモナイ、という存在なわけでしょう、天皇・皇族は。でも、これなくしちゃうと天皇制でなくなっちゃうんですよ。やはりここを集中的に問題にすべきなんです。いい本があります。政治学者遠藤正敬の『天皇と戸籍——「日本」を映す鏡』(筑摩書房)が、ストリートに「万世一系」の神々の聖なる戸籍「皇統譜」の批判的分析をしています。彼は戸籍と国籍については、『戸籍と国籍の近現代史——民族・血統・日本人』(明石

書房)というわかりやすい本も書いてますよ。

——スタートしている菅首相下の「安定的な皇室継承のあり方を論議する政府の有識者会議」の論議とこの「眞子さま」騒ぎがどう連動しているのかも、少し聞きたかったけど、今回はここまでね。

デモなどで、「右翼」の人たちがよく、「非国民アモノ」日本から出ていけと叫んで脅迫しているけど——天野さんは「国民」だけど、天皇って本当は「非国民」なのね。なにか、不思議で変な国なのね、日本って。

天野 何いつてんのよ、今ごろ(笑)。

(あまの・やすかず／反天皇制運動連絡会)



コロナと。ベスト

— 731細菌戦部隊の黒い影

《Ⅲ》 新型コロナワクチンの善と悪

松村 高夫

コロナ感染拡大と変異株の出現で、東京五輪開催の中止は不可避か？

連載2回目の前稿を書き上げた3月18

日、私は「本日は菅首相が、1月7日以降2ヶ月半続いた緊急事態宣言を3月21日に解除すると発表した。……宣言を解除すれば、既に兆候を見せている第4波が拡張することは火をみるより明らかではないか。」と書いた。つづけて、「ワクチン接種がコロナ感染に対する最後の解決策のようにいわれているが、本当に効果はあるのか、特にイギリス型などの変異株に対してはどうなのか。そしてワクチン接種は本当に安全なのか」とも書いた。

が、日本のコロナワクチンの輸入はひどく遅れてきたので、4月現在日本のワクチン接種率は発展途上国レベルの世界110位前後である（英オクスフォード大調査）。国民の不安は、共同通信社による5月15・16日実施の全国電話世論調査にもあらわれ、日本政府のコロナワクチン接種計画について「遅いと思う」との解答が85・0%を占めている。感染力の強い変異株の感染が拡大していることに「不安を感じている」は「ある程度」を含めて計90・3%に達している。オリンピックの中止を求める人は59・7%である。

そこに来て、5月22日、IOCのバッハ会長が、五輪開催を実現するために「我々は犠牲を払わなければならない」と述べたと、インドのPTI通信が報じた。前日の21日IOCのコーツ調整委員長が、緊急事態宣言下でもオリンピックを開催するとの意向を示し、問題になったばかりである。このIOCの両者の発言は、日本人の国民感情を逆なでし、中止論が一層強まった。それに追い打ちをかけるように、24日米国務省は「新型コロナウイルスのため、日本には渡航すべきではない」として米国からの日本への渡航を「命を脅かす高いレベル4」の「渡航中止」に引きあげた。これがオリンピック開催中止の決定打になることは明白である。

今回はコロナワクチンとは何か。効果や安全性はどうなのか。なぜ日本ではかくもワクチン接種が遅れたのか。接種の遅れを取り戻そうとして東京・大阪などに大規模接種会場を設けてモデルナ製ワクチンを接種しはじめたが、その運営主体を陸上自衛隊にしたのはなぜか。そのことに問題はないのか、等々「コロナワクチンの善と悪」について書こう。

今回のコロナワクチンとは何か。効果や安全性はどうなのか。なぜ日本ではかくもワクチン接種が遅れたのか。接種の遅れを取り戻そうとして東京・大阪などに大規模接種会場を設けてモデルナ製ワクチンを接種しはじめたが、その運営主体を陸上自衛隊にしたのはなぜか。そのことに問題はないのか、等々「コロナワクチンの善と悪」について書こう。

コロナワクチンは「遺伝子ワクチン」であるとは？

その後、第4波コロナ感染は全国的に拡大し、急速にイギリス型変異株に取って代わり、イギリス型の1・5倍の感染力のインド株が現れすでに市中感染も起こっているように大変な脅威となっている。現在、3度目の緊急事態宣言を東京・大阪・沖縄など9都道府県に出しているが、5月末に

宣言を解除できる見通しはなく、沖縄県と同じ6月20日までとすることになりそうだ。7月23日の東京五輪の開催は極めて困難な状況になっている。

コロナ・ワクチンは世界中でコロナ感染を阻止する最後の切り札とみなされている

コロナワクチンは、これまでの生ワクチン（麻疹、結核など）、弱毒化ワクチン（ジフテリア、破傷風など）、不活化ワクチン（イン

フルエンザ、日本脳炎など」とは全く異なり、ウイルスの遺伝子を人間の体内に入れ、細胞内で抗原を作らせ、抗体を誘発することで効果を発揮しようとする「遺伝子ワクチン」である。これは体内において人工的に遺伝子操作がなされるので、当面はコロナ対策ということとでなされているが、それが人間の連鎖の歴史に与える影響については未知数である。

「遺伝子ワクチン」には現在3種類ある。即ち①DNAワクチン（英国のグラクソ・スミスクライン社と仏国サノフィ社が共同開発）、②mRNA（メッセンジャーRNA）ワクチン（米国のファイザー社や米国モデルナ社が開発）、③ウイルスベクター・ワクチン（英国アストラゼネカ社や米国ジョンソン・アンド・ジョンソンが開発）の3種類である。このうち日本政府が購入を契約しているのは、米国のファイザー社とモデルナ社、および英国のアストラゼネカ社である。最近（5月20日）、厚生労働省の専門部会が、モデルナ社とアストラゼネカ社の2社のワクチンを「特例承認」したが、アストラゼネカ製は血栓症発生との関連で重要なので、後に詳述する。

従来のワクチン薬剤は、基礎研究↓動物を使った実験↓人を対象とした治験というプロセスを経て安全性と有効性を確認してから、薬事申請を行い、承認を得てから、

製造工場を建設するので10年以上かかったのに対し、「遺伝子ワクチン」は1年未満という驚異的なスピードで短期間で製品化することができた。それだけに「遺伝子ワクチン」は、安全性と有効性の点で多くの問題を残したまま、販売され接種されることになった。

最初にコロナの遺伝子ワクチンを開発したのは、ドイツのビオンテック社の経営責任者でトルコ生まれの免疫学者、ウール・シャヒンである。彼は2020年1月中旬、中国が新型コロナウイルスの遺伝子情報を発表すると、直ちにmRNAの作成に取りかかり、2週間後には米国ファイザー社に共同開発をもちかけ、3月半ばには最大825億円の仮契約を結んだ。この米独コンビは予備的な動物実験を行なうと、一挙に4つのワクチン候補の治験に取りかかり、ウイルスを迎え撃つ抗体を十分生成できない候補は捨て、最良のものに絞り込んでいった。その作業と並行して、薬剤の承認を得られなかったときには多額の損失がでることになることを恐れずにワクチン製造工場を建設し、その結果誰も予想しなかった1年足らずという短期間で、ワクチンを完成し製造し販売するに至った。20年11月20日にはFDAに使用許可を申請し、12月14日には接種を開始している。このように「遺伝子ワ

クチン」の開発は超スピードでなされたのである。

その間、国際巨大製薬会社のコロナワクチン開発競争への参入は激しさを増していった。20年5月28日には英国のオクスフォード大学が開発した新型コロナウイルスに対するワクチン候補を契約したアストラゼネカ社に提供し、製造にこぎつけた。さらにこれにドイツ、中国、ロシア、インドがワクチン開発競争に加わり、いずれも製品化に成功した。

なぜ日本は自前のワクチン開発に失敗したのか？

コロナ感染の臨調の報告書によれば、外国のワクチン開発に対し、「日本国内でのワクチン開発の状況は芳しくない。政府関係者は、日本はワクチン開発において3周半遅れぐらいになってしまっている。」（アジア・パシフィック・イニシアティブ『新型コロナウイルス対応民間臨時調査会調査・検証報告書』2020年10月25日、214頁）。なぜ日本は自前でコロナワクチンの製造に成功せず、米、英など6カ国から大きく遅れてしまったのか。ワクチン開発の技術水準も高いといわれてきた日本の医学・製薬界で何が起ったのか。

実は3年前日本でも、mRNAワクチ

ン生成の大きな可能性があった。それは2016～18年にかけてmRNAワクチンのプロトタイプが生成され、動物実験で免疫原性が確認されていた。その先駆的研究は元東大医学研究所の免疫学者石井健が製薬会社の第一三共と共同で主導しており、石井の水準は前述したドイツのビオン

テック社のシャヒンとほぼ同等の水準であった。シャヒンはファイザーと組んでコロナワクチンの製品化に成功し、今や全世界にコロナワクチンを供給している。両者に差がついたのは、石井が人間の治験に必要な資金を政府に要請したのに対し、厚労省は億単位のコストがかかる治験にたいする予算を出し渋ったからである。こうして日本は絶好のチャンスを失ったのであった。もし日本の政権中枢が先を見通す政策をたてえたならば、現在はファイザー社製のコロナワクチンとそれに伍する第一三共社製のコロナワクチンが先陣争いを繰り広げていただろうに。

なぜ日本のワクチン輸入は遅れをとったのか？

自前でワクチン製造が出来ない日本は、英米などからワクチン接種のためにワクチンを購入しなければならなかった。にもかかわらず、日本の外務省はワクチン購入は厚労省が推進すべきだとして、積極的に動かなかった。先の臨調の新型コロナ調査会は、次のように報告している。「これらワクチン確保に関する海外製薬会社との交渉に当っては、外務省、厚労省、国家安全保障局（NSS）が連携して対応する体制が組まれたが、実際には、厚労省は外務省

が持つ外交チャンネルの活用にとそれほど積極的ではなかった。この点に関連して、ある外務省幹部は、ワクチンの確保は一次的には厚労省の業務であることもあり、特にファイザーの件に関しては外務省が組織的に対応したことはなく、厚労省が一般向けに発表している以上の情報共有は外務省にはなされていなかったと述べた。……また、ある厚労省幹部は、ワクチン確保に関して、官邸で中身をしっかりと分かってグリップしてきているという印象はないと述べる。」（218頁）

こうして河野ワクチン担当相が声明したワクチン供給期日は遅れに遅れ、国民の不安と政治不信を増幅させたのだった。窮地に追い込まれた菅首相は、本年4月26日バイデン米大統領との日米会談で訪米したとき現地からファイザー社に直接電話をかけ、追加のワクチン供給を「懇願」したのは、日本の外務省がきちんとやらなかった結果の尻拭いだっただのである。ファイザー社からワクチンを購入したのは菅首相の功績だとほめたたえた一部日本のメディアの報道をみて、私は失笑を禁じえなかった。

「遺伝子ワクチン」は本当に安全なのか？

1年足らずという超短期間で、人間にた



いする治験などのプロセスもスキップして開発・製造・販売した「遺伝子ワクチン」は、安全性について多くの問題点をクリアーせずに承認され接種されているので、「少なくとも接種後1〜2年経たねば安全性は判らない」というのが大方の専門家の見方である。天笠啓祐（市民バイオテクノロジー情報室）は、新型バイオワクチンの問題点を次の8点に集約している。

1. 開発が優先され、安全性が軽視されている。臨床実験や大規模接種は人体実験そのものである。

2. ウイルスベクター・ワクチンの場合、弱毒ウイルスをベクターに用いても毒性を復活させることがある。

3. 有効性に疑問がある。新型コロナウイルスの実像は未だ分からない部分が多く、感染者でも急速に免疫反応が衰えるなどの問題が指摘されている。

4. mRNAワクチンは、不安定な物質であり、有効に働くか疑問がある。また有効に働いたとしても、長続きするか疑問がある。

5. 人間の細胞で遺伝子組み換えを行い、抗体をつくり出すため、これは人間の遺伝子組み換えであり、遺伝物質が生殖細胞に移行すれば、人間の遺伝子改

造につながる。

6. 自己免疫疾患などを拡大する危険性がある。

7. ウイルスの感染や増殖を強める抗体依存性症感染増強（ADE）やワクチン関連呼吸疾患増強（ERD）をもたらす可能性がある。

8. ウイルスの生存戦略に影響して、更に問題を持ったウイルス誕生につながる可能性がある。

（天笠啓祐「新型コロナウイルス・ワクチンを巡って」「再び命を問う」2021年3月20・21日 京都・花園会館、13頁）

私は、娘家族4人がデンマークのコペンハーゲンに居住しているため、昨年来欧州でも猛威を奮っているコロナ感染状況とワクチン接種に耳目が向いていた。今年（2021年）に入ってまず3月7日にオーストリアで女性看護師が、アストラゼネカ社のワクチンを接種後に血栓症を発症して死亡した。次いで3月22日デンマーク当局が3月20日アストラゼネカ社のワクチン接種後に血栓症と脳出血を発症し、一人は死亡、一人は重篤状態であると発表した。英国政府はEHA（ヨーロッパ血液学会）の発表を受けて4月7日記者会見し、英国のアストラゼネカ社のワクチンを約2000万

人に接種し、79人が副反応とみられる血栓症を発症し、内19人が死亡したと発表した。その発表を受けたデンマーク政府は、4月14日アストラゼネカ社のワクチンの接種を永久中断することを決定した。ノルウェーの同じ決定が、それに続いた。

先に触れたように5月21日、日本政府は前日の厚労省専門部会でモデルナ製とアストラゼネカ製ワクチンを承認し、ファイザー製に加えて国内ワクチンは3種になった。その承認が緊急時などに通常よりも手続きを簡略化できる「特例承認」だった点にまず注意する必要がある。政府はモデルナ社と9月までに5000万回分（2500万人分）のワクチンの供給を受ける契約を結び、さらに5000万回分を追加することで合意している。国内での流通を手掛ける武田薬品工場が今年3月、厚労省に薬事承認を申請し、海外の臨床試験でファイザー社と同等の94%の有効性が確認されたとしている。

問題はアストラゼネカ製ワクチンである。血栓症を引き起こし死者まで出たワクチンを何故厚労省は承認したのか。感染症を発症する危険性は少なくとも4月初めには英国政府の発表で分かっていたにもかかわらず、大規模接種が迫っていたので承認した（しかも「特例承認」で）ことは、政府が

責任を問われねばならないことである。先の『民間臨調報告書』では次のように指摘している。「アストラゼネカとの交渉に関しては、茂木外相が（20年）8月頭に英国訪問を行い、8月5日夜にはラーフ外相との夕食会を行うなどしてワクチン確保についても相当程度意見交換をしていたため、8月7日にアストラゼネカとの合意発表があったことは、このような茂木外相の働きと無関係ではなかったと外務省幹部は述べた。」（218頁）

政府側の担当者は、その時のアストラゼネカ製ワクチンを購入する契約書の内容はどのようなものであったかをまず明らかにしなければならぬ。安全性に問題がでたときには、契約は破棄される、というような条項があったのなかったのか。21年3月に安全面に問題があることがイギリス政府の発表やデンマーク政府の当該ワクチンは永久に購入しないとの決定を知った時点で、英国からのアストラゼネカ製の購入を破棄するべきだったのではないのか。

アストラゼネカ製は危険なことを認識していたからこそ、厚生省は5月21日に「特例承認」したとき、「当面は公的接種には使わない。今後年齢別の接種を考える」との付帯条項をつけたのである。読者には第2回の稿で記したミドリ十字と厚生省と国

立予防研究所が三位一体となって血友病患者の中からエイズ感染者1800人を生み出した事件を想起してほしい。3年以上前から米国アルファード社から当該血液がエイズ感染を起こす事実を知らされていたながら、その血液の輸入をつづけ、加熱処理をせず投与を続けて多数の被害者を生み出したのである。今回のアストラゼネカ製ワクチンによる犠牲は日本では接種の寸前で食い止められているのである。

日本では「当面は使用しない」といつていだけであつて、市民の監視の目が弱まれば、接種を始めるかもしれない。

さらに、日本で5月21日までファイザー製ワクチンを接種した601万余人のうち85人が死亡したと厚生省が26日発表した。死因は脳出血や心不全が多い。厚生省は「重大な懸念は認められず」というが、今後さらなる情報を公表し、接種と死亡の因果関係を明らかにしていく責任が厚生省にはあるはずだ。

自衛隊が運営するワクチン大規模接種は何を意味するのか？

東京と大阪で5月24日に開設された自衛隊が運営する高齢者向けワクチンの大規模センターで、わずか3日前に承認したモデルナ製の接種を開始した。政府は7月23日

開幕の東京五輪を実現するために、大規模会場を活用し首都圏と関西での接種を加速しようとしている。その大規模接種の運営に自衛隊ができたことは何を意味するのか？

戦前侵略戦争を遂行するためにワクチン研究と製造を熱心にやっていたのは731部隊である。731部隊の幹部だった中黒秀外之、園口忠男、増田美保、近喰秀大などが陸上自衛隊に入隊した。彼らのなかで自衛隊衛生学校の校長になった者も多い。

金原節三は1955年防衛庁に入り、56年に第4代衛生学校校長になるが、自衛隊のなかに細菌戦部隊をつくることを構想した人物である。金原の構想は2007年の「対特殊武器衛生隊」創設として実現した。現在、同衛生隊は世田谷の三宿駐屯地にあり、衛生学校と自衛隊中央病院に隣接している。

一昨春秋、クルーズ船ダイヤモンド・プリンセス号内でコロナ感染が生じ、横浜港沖に停泊したとき、防疫作業は厚生省では手に負えず、自衛隊の「対特殊武器衛生隊」が三宿駐屯地から出動し、感染者712名、死者13名に抑えた。同衛生隊のクルーズ船への出動は延数千日といわれているが、正確な数字や詳細は公表されていない。以降、旭川でコロナ・クラスターが発生したとき

にも自衛隊が出動し、旭川の場合は2週間で感染の火消し役を果たしている。そして今回、自衛隊が大阪・東京の大規模接種会場の運営主体として、堂々と出てきたのである。政権中枢が、これにより自衛隊に対する国民感情が肯定的方向に変わり、改憲の方向に向かうことを計算にいられていることも疑いえない。

「ワクチン・パスポート」に警戒せよ！

ワクチン・パスポートは、外国旅行をするときに便利だという触れ込みで宣伝されているが、これは個人の健康関連情報だけでなく、個人の資産・資金関連の情報も入られ、監視社会を強化するものである。浦田賢治早稲田大学名誉教授の論稿「人工知能とワクチン接種の悪用」から引用しよう。

「ワクチン・パスポートはただのワクチン証明書ではない。それがなければ飛行機にも列車にも乗れない。さらに学校でも仕事でも差別される。とすれば人は市民社会から疎外され、市民社会の終焉に繋がるだろう。米国のフェミニスト作家ナオミ・ウルフによれば、中国の習近平政権は反体制派を5分以内で見つけ出せるが、米国でも数ヵ月後にこのようなことが起こる可能性があると言う。一旦ワクチン・パスポート

トを実行すれば、あなたの個人情報が入ったフォームにアップロードできる。つまり、Paypalアカウントやデジタル通貨と結合できることになる。」（『法と民主主義』2021年4月、557号）

日本の対コロナ政策はオリンピック開催不可能への道を造ってきた

サーズやマーズが起ったとき、アジア各国はその感染症対策に苦慮したのに対し、日本は被害が少なかったこともあって、やがてくるパンデミックにたいする備えを全くしなかった。2013年3月安倍政権発足直後、内閣官房に「健康医療戦略推進会議」を設置し、8月には同戦略推進本部を設置し、安倍首相自らが座長に座った。

感染症対策の柱には公衆衛生ではなく、ワクチンや抗ウイルス剤開発をおいた。公衆衛生の要である地域の保健所を半減させ、国立病院は統合・廃止や病床数の減少を強い、国立感染研の予算や人員も減らしてきたのだった。そのなかで起った今回のコロナ感染である。まともにコロナ対策ができるはずもなく、昨年初めのコロナ感染以来、日本の政権はコロナに対して全く無策で、うちだす政策はちぐはぐ、後手後手であった。PCR検査を極力やらない方針で、感染者数も正確に把握できないので科

学的な対処のしようがない。感染症対策の柱においたワクチンも、自国の世界的水準のワクチン開発にも資金を出さずに潰し、世界からのワクチン輸入も外務省と厚労省の非連携な政策の結果、輸入が遅れて接種も遅れ、感染は拡大し、変異も現れて米政府もコロナ感染で危険な状態の日本への渡航の中止を勧告した。

そのようなコロナ危機のなか国民の6割がオリンピック開催反対するなかで、なおオリンピック開催を唱える政権中枢は、狂気の沙汰としかいいようがない。これまでみてきたように、自分たちの政策（正確には「無策」）が、全てオリンピックを中止に追い込む道を造ってきたのである。

（2021年5月26日記す）

（まつむら・たかお／慶應義塾大学名誉教授）

のら 自治体パートナーシップ制度をテコに 動か 婚姻規範を変える 現場 運動

鈴木 賢

同性婚運動の新段階

2021年3月17日、現在5つの地裁に繫属している同性婚訴訟のうち、札幌地裁で最初の判決が下された。結果は同性愛者に婚姻による法的効果享受させてない民法、戸籍法の規定は憲法14条に反するものと断ずる直球ストレートの違憲判決であった。私はこの日、札幌地裁の法廷で武部知子裁判長が意を決したように語気を込めて、判旨を朗読するのを聞いていた。裁判所によりやうく思いが通じたことに深い感動を覚えるとともに、こんな当たり前のことを裁判所に言ってもらうのに、この地でどれほどの時間と労力を費やして来たのかにも思いを致した。札幌は私が30年以上も前から性的マイノリティの人権獲得のための当事者運動を積み上げてきた地元であった。

「同性愛者に対しては、婚姻によって生じる法的効果の一部ですらもこれ享受する法的手段を提供しない」としていることは、立法府が広範な立法裁量を有すること

を前提としても、その裁量権の範囲を超えたものであるといわざるを得ず、本件区別取扱いはその限度で合理的根拠を欠く差別的取扱いに当たると解さざるを得ない」と、札幌地裁は判断した。しかしながら、違憲が明白であるにもかかわらず、正当な理由なく長期にわたって改廃等の立法措置を怠っていたとまでは評価することはできないとして、国会の立法不作為を違法とはしなかった。

この札幌違憲判決により日本の同性婚運動は、新たなステージへと上がった。それまでは果たして日本で同性婚が「実現する日は来るのか」が問われていたとすれば、札幌判決後は日本の同性婚が「いつ実現するか」を問う時代へと変わったのだと思う。違憲判決が始めれば、あとはゴールまでのカウントダウンを刻むことになるであらう。

「国民意識」を変えるテコ

この違憲判決では、婚姻が明治民法以来、社会の風俗や社会通念、国民意識といった

ものに定義されてきたこと、同性婚を法律が認めるべきかどうかについても、それを考慮すべきであるとしている。性的指向による区別取扱いに合理的根拠があるかどうかの判断も、「国民意識」なる曖昧でつかみ所のないものによって決するのだという。裁判所は法的判断を下すところと思われがちだが、なんのことはない。決め手は「空気」だというのである。

そしてこの「国民意識」を確認するための手がかりとして、判決が挙げるのが、2015年以降、東京都世田谷区から始まった自治体のパートナーシップ制度の増加ぶり、世論調査の同性婚への支持率、それと企業において策定されているLGBTの権利尊重や差別禁止の方針である。とくにパートナーシップ制度を導入した自治体の数とカバーする人口が正確に数値化されるだけに、「国民意識」を測るバロメーターとして重要な指標となっている。

2015年11月に世田谷区と渋谷区でパートナーシップ制度が始まったときに、これが日本における同性間の婚姻を承認させるためのテコになるのではないかと、私は直感した。そして1996年から日本の地方都市として初めて性的マイノリティのパレードを開催するなど、当事者活動の歴史が長い札幌市に狙いを定めた。2016

年春から長年の運動の拠点であった札幌市で、同様の制度導入を求めるための働きかけに仲間とともに取り組むことにした。

札幌ポトムアップ戦略の成功

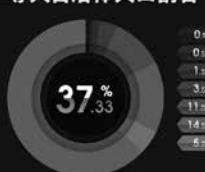
私たち呼びかけ人は札幌市民から広く賛同者を募った。弁護士の間が当事者向けにパートナーシップ制度とは何か、どのような意義があるかを紹介する説明会を数回にわたって開催した。また、先ず行する世田谷区や那覇市での経験に学ぶためのシンポジウムを開催した。

面倒ではあったが賛同者からはそれぞれ住民票を取り寄せてもらい、呼びかけ人に郵送してもらった。プライバシーが気になるLGBTQの当事者にとってはハードルの高い条件であることは重々承知のうえ、敢えて住民票に拘った。実際に市内に住んでいる当事者が、制度の創設を名前や住所を晒してまで求めていることを、札幌市に突きつけたかったからである。最終的には144名の賛同者から住民票が送られて来た。そのうち74名が広い意味でのLGBTQの当事者であった。

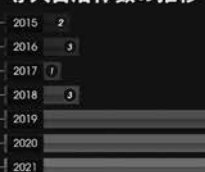
私たちは賛同者から委ねられた分厚い住民票の束を添えて、2016年6月、

日本パートナーシップ制度 自治体導入状況

パートナーシップ制度
導入自治体人口割合



パートナーシップ制度
導入自治体数の推移



2021年
5月6日で **105** 自治体
実施

全国 **1/3** 以上の自治体
総人口 **1/3** 以上人口カバー

(*)実施する自治体数の内訳：1府・2県・16政令指定都市・8特別区・78市町村
(**)導入済み自治体の合計人口数：46,394,272 (2021.04.26現在) 及び全人口のデータ
出所：総務省「住民基本台帳に基づく人口」(2020.01.01現在)
©apple suzuki 2021.05.06

地域別導入済自治体一覧



パートナーシップ制度導入の要望書を、秋元克広市長に手渡した。秋元市長は高い見識を発揮し、制度導入に向けて市役所を動かし、翌年2017年6月1日から政令指定都市のトップを切って、札幌市パートナーシップ制度が施行されたのである。その後、政令市では次々と制度導入が進み、2021年6月現在、20の政令市のうち16市で制度が導入され、人口カバー率を高める上で大きな貢献をしている。

自治体にパートナーシップ制度を求める会の活動

私はその後、現在居住している東京を拠点に、各地の自治体でパートナーシップ制度を求める当事者やその支援者（アライ＝ALLYという）のための支援活動を始めた。最初は港区議会への請願のお手伝いをして、幸い港区では無事、請願が採択された。実際の制度化までは時間がかかったものの、港区では2020年4月から「みなとマリアージュ制度」と称するユニークなパートナーシップ制度が始まった。

地方自治体は市民にもっとも身近な政治であり、住民からの要望にもっとも敏感なはずである。全国津々浦々で住民が声を上げ、地元の首長や議会に要望、請願、陳情などを出すことで、制度の拡大が続いて

いる。2021年5月現在で105自治体、総人口の37%を超える地域でパートナーシップ制度が始まり、利用者総数も2000組に迫っている。埼玉県や神奈川県ではすでに人口の過半数をはるかに超える基礎自治体で導入されている。茨城県、大阪府、群馬県と都道府県単位での制度導入も始まり、今後は都道府県でドミノを起すことを目指している。こうしてパートナーシップ制度は点から面へと広がり、地方から国を包囲する勢いを見せている。

「国民意識」のゆくえ

自治体パートナーシップ制度は、同性カップルという家族の形が日本にも実在していることを可視化させた。カップルは2人だけでカップルになるのではない。家族や友人、同僚から、そして社会から、承認、祝福され、カップルとして扱われることで、自覚が生まれ、関係も安定化する。異性愛者と同様に法律により守られるようになれば、より絆は深まる。カップルとは社会的存在なのである。

札幌地裁判決ではパートナーシップ制度が60自治体に拡大したと記している。今後、他の地裁や上級審で判決が下されるときには、この倍以上の自治体へと拡大していることになる。パートナーシップ制度は「国

民意識」が変わっていることのわかりやすいバロメーターである。これをさらに拡大することが、後続する訴訟でも違憲判決を出させるうえでもっとも効果的な法廷外闘争なのである。同性カップルにも平等に婚姻する権利を与えるべきとどとする「国民意識」の変化は、世界的な時代の趨勢であり、不可逆的な潮流なのである。

性的指向が同性に向かう者も平等な価値をもつ人間である。そして法的な家族をもつことは、その生存のため、そして尊厳を回復するために不可欠である。この単純にして、当たり前の事実を、裁判所、政治が受け入れること。求められているのはそれだけである。

（すずき・けん／明治大学教授、北海道大学名誉教授 自治体にパートナーシップ制度を求める会世話人）

あまり語られていないコロナの話

岡本朝也

ゆっくりしか歩けない

日の当たる歩道を僕はゆっくりゆっくりと歩いてきた。ここは大阪市の西部で、僕は通っているのはこのあたりの幹線道路だ。海が近い地域で、道路にはアップダウンは少ない。2021年5月6日木曜日、午前10時。連休明けの平日なので、歩道の通行量は多くない。背後には今出てきたばかりの病院がある。目的地の駅までは約700メートル、普段なら10分もかからない距離だ。そこをゆっくりゆっくり、およそ30分かけて歩く。もともと、この時間には途中でコンビニに入った時間も含まれている。久々にジャンクフードを食べてみたくなったのだ。迷った後で選んだのはメンチカツおにぎり。うまい。

やっと駅につき、地下のコンコースに降りると、また問題に遭遇する。エレベーターが駅の隅にあるため、改札を通ってから階段の横を通り過ぎて延々と歩かなければならないのだ。僕は一日に3キロくらいしか歩けない。貴重な歩行距離をここで浪

費したくはない。結局、階段を選び、手すりを持ってゆっくりゆっくりと降りる。下のホームに電車が入ってくる音がするが、もちろん、それに乗ろうという気は起きない。スリッパの男性が駆け足で追い抜いてゆき、電車に駆け込む。僕は苦笑とともにそれを見送る。自分があの立場だったのは、ほんの40日ばかり前のことだ。

コロナ後遺症

僕が短い距離をゆっくりしか歩けないのは、新型コロナウイルス感染症の後遺症のせいだ。2021年の4月4日から16日にかけて、僕はこの病気を発病し、闘病した。ちょうどこの時期、僕が住む大阪では連日1000人前後の新規感染者が報告され、「第四波」と呼ばれる感染爆発が社会問題となっていたが、僕も入院や診断の機会に全く恵まれないまま、自宅療養で最高38.1度の発熱をしのいだ。

初めて後遺症に遭遇したのは療養期間が終了して2、3日後のことだ。その日、僕は自宅の近くにある自然食品店に出かけ

た。久しぶりに買い物がしなかったし、療養期間の終了を告げる電話で保健所の担当の人に「しんどくても、積極的に散歩などをするとだんだん回復します」と教えられてもいた。それで、リハビリを兼ねて出かけたのだ。シヨップは歩いて5分くらいの距離で軽い上り坂の途中にある。行きも帰りも何も問題はなく、僕は1.2キロを約10分で歩いた。問題が生じたのは、帰宅して30分ばかりが過ぎた時のことだ。突然、手足が猛烈に重くなり始め、横にならずにはいられなくなった。全身を覆う疲労感、2時間ほど寝てようやく回復した。

これはちょっと唖然とするような出来事だった。実際、主観的には僕はごく元気なのだ。食欲もあるし、ネットもできる。これまでの感覚なら、10キロくらいは楽に歩けるはずだ。それが、目と鼻の先の場合ままで、坂とも言えないような大阪市内の坂道を上り下りしただけで、身動きもできないほど疲れ果ててしまうのだ。

調べてみたところ、僕の症状はコロナの後遺症としては割とよく知られているもののようだった。専門医に取材した記事があり、そこには「無理に厳しiriハビリをするとあつという間に後遺症が悪化することがある」「しんどいと感じられることはないのが基本である」という意味のコメン

トがあった。それは保健所が与えてくれた助言とは正反対のものだ。僕はしばらく呆然としていた。それまでも保健所の対応には疑問を感じるが多かったのだが、まさか自分の健康を大きく損なう恐れのあることを教えられているとは思わなかった。その後、幾度かのトライと手痛い失敗を経て僕がたどり着いたのが「速度は時速2・5キロ以下、距離は3キロまで」という原則だった。

暗闇は続く

そんなわけで、僕はこの日もゆつくりと歩いていたのだ。電車に乗り込み、椅子に座ってため息をつく。向かいの窓に疲れた目が映る。今日の診断は「軽いコロナの後遺症で肺に問題が残っているのでしょう。治療法はありません。自然治癒を待ってください」というものだった。話がよく分かったし、診断はちゃんとしてもらったのだが、僕の方にも事情がある。ゆつくり静養できるようならわざわざ病院に来てはいない。僕の主な職業は大学の非常勤講師と高齢者と障がい者の介護なのだが、歩けないと介護の仕事ができないし、緊急事態宣言が解除されてリモート授業が終わってしまったら大学に出勤して授業をすることも難しくなる。長時間話し続けることでも疲

労がでることがあり、その点にも問題がある。

病院、医院にアプローチするのはこれで5回目だ。これまでの4回は電話をした時点で「まだ感染の可能性がある」とか、「当院にはCTがない」とか、「医院の紹介状が要る」とか言った理由で断られたから、診断してもらえたのは嬉しかった。しかし、問題が解決しないという状況は何も変わっていない。今日は疲れているから帰って残りの時間を寝て過ごして、明日また病院を探さなくてはならない。明後日からはまた息を切らしながら授業をしなくてはならない。時間はあまりない。

この世界は僕の生存にどうしてこんなに冷たいのだろう。座席に背をうずめて、ふとそんなことを考える。僕は常勤雇用に転換してくれと言っているわけでも、後遺症期間中の休業補償を求めているわけでもない。ただ仕事に復帰したいだけだ。運悪くかかってしまった病氣の後遺症に対して、社会はせめてリハビリの手段くらい提供してくれてもいいのではないか。それすら自分で整えなくてはならず、その能力がなければ切り捨てられるしかないのか。

「新自由主義の世界では、全てが自己責任とされてしまうのです」。授業で何度も繰り返しているが、本当には理解してい

なかったそのセリフを、僕はマスクの中であう一度つぶやく。この世界では、搾取されるために努力がいるのだ。窓の向こうには、ひたすら闇が流れている。電車は轟音を上げて地の底へと僕を運び続けていた。（その後、漢方を併用するリハビリ医の治療を受け、筆者の後遺症は徐々に回復しつつある）。

（おかもと・あさや／大学非常勤講師）



連休が終ったある日、冬物から夏物への帽子の交換をおこなった。いつもならば、季節の変化を感じながらの作業なのだが、今年はなんの感触もない。帽子をかぶって外出した記憶がほとんどないせいだ。服装の衣替えにしても同じだろう。外出しない、つまりは他者の視線を気にする場面がない。極端に言えばテレワークでは、パジャマのままでよいのだ。上半身はきちんとした身なりにしてはいても、下半身は下着のまま、リモートソフトのカメラ・アングルのせいでその下半身が写ってしまったり外国人男性の例が新聞に載っていた。

他者の視線がす

べてではないし、過度に気にする必要もないが、〈見られている〉との意識が、季節に合わせた服装をうながし、買い替えを誘う。「お洒落」には、〈見られている〉意識は必須である。〈見られている〉意識の喪失は、ファッション業界や百貨店にとって打撃だろう。

誰に見られていると意識するのか。神なのか、「お天道」さまやご先祖さまか。それはともかく、〈見られている〉感触の喪失は、道徳や倫理にも影響する。この間、

痛感したのは、〈約束〉の頼りなさである。「何月何日の何時に打合せをしましょう」と話しあったのだが、その約束が身体化される気がしない。夢が「あのひとと約束したはずだ」と問いかけてきて、夢のなかであわてる。約束は、二者のあいだでの取り決めではなく、二者を見守る公的な空間によって実現されている。

米プロ・バスケットボールの八村塁さんと、その弟の大学生選手・阿蓮さんに対する差別投稿があったという。黒人を蔑視す

〈見られている〉意識

鈴木一誌

とのゴシップ』で、ことばは、対面的な情報交換Ⅱコミュニケーションのために誕生したのではない、と書く。霊長類の毛づくろいが、実用性ばかりでなく、猿どうしの社交手段であったように、人間のことも、まずは社交の手段として発達した。著者らは、「イギリス全土を回って会話を聞き、年齢や社会的背景の異なる個人の標本を集め」、「彼／彼女はいま何について話しているか」を調べた。結果、「会話時間の三分の二が、社交的な話題に費やされていた」。別の心理学者による調査でも「会話の60〜70パーセントが社交的な話題に費やされている」。ゴシップの誕生である。「絶えず他人の評判と自分自身の評判を知っておく」ためだ。著者はさらに、「話し手と聞き手の距離が60センチあたりを超えると」内容を理解するのが著しく困難になると指摘する。〈見られている〉との距離感が失われるとき、ゴシップは悪意の刃となる。

る表現を使いながら「お前もお前の兄もバスケがうまいだけ」と記されたメッセー지가、ネット交流サービス（SNS）に送られてきた（『毎日新聞』2021年5月6日夕刊）。かつては井戸端会議でも、他人の悪口を言っただろう。しかしその悪口は、他者を意識してのあえての悪口だった。それをたしなめるひともおり、適度なガス抜きとなつて、暴走せずにすんだ。

英国の人類学者であるロビン・ダンバーは、『ことばの起源 猿の毛づくろい、ひ

（すずき・ひとし／ブック・デザイナー、題字デザインも筆者）

『満州国軍朝鮮人の植民地解放前後史』

飯倉江里衣著、有志舎、6800円＋税

満州国軍朝鮮人の植民地解放前後史

日本植民地下の軍事経験と韓国軍への連続性

飯倉江里衣



「満洲国」から韓国に引き継がれた植民地下の軍事経験とは?!

他民族の中にコラボレーター（協力者）をつくり出し、彼らによって支配に抵抗する者を鎮圧した日本の植民地支配の実態を明らかにしながら、日本敗戦＝植民地解放後の韓国軍による民間人虐殺の起源に迫る。

者が戦後どのような経緯で韓国軍および韓国政府に参加していったか、そして彼ら（朴正熙を代表とする軍事政権）がその後なぜ自国民を弾圧するようになったかを詳細に記している。

満州国軍の朝鮮人部隊は勇猛果敢でその名を馳せる。それは「五族協和」とは名ばかりの朝鮮人差別に抵抗する彼らの意思の現れでもあった。彼らは東南アジアなどの南方戦線へ移動した関東軍部隊の兵力不足を補い、また満州国での抗日武装闘争を鎮圧する役目もおわされた。時には同族である朝鮮民間人を虐殺すること（間島事

件）もあった。

兵士が民間人を虐殺する行為は今もミャンマーで行なわれているが、では済州島事件あるいは光州事件にも見られるような韓国軍の民間人への弾圧・虐殺の背景はなんだったのだろう。そもそも私がこの本を読んできたと思ったきっかけはそのことだった。

著者はそれを植民地下の日本軍と朝鮮半島の人々との関係から解き明かす。満州を支配していた日本軍（関東軍）は八路军と対峙させるために中国人と朝鮮人から成る満州国軍を作った。本書は満州国軍出身

植民地下の朝鮮人男性にとって「軍人」という立場は一般の日本人よりも優位に立ち、差別から逃れる唯一の手段であったが、結局のところ関東軍は彼らを利用して朝鮮人や中国人を殺させる暴力的異民族支配―夷を以て夷を制す―を行なったのだ。では虐殺経験はどのように内面化していったのか。著者はこう記している。「日本軍による虐殺イデオロギーのもと、河北省司集鎮地区で抵抗する民間人も共匪（共産化された匪賊）とみなして虐殺した朝鮮人

たちは、解放後の南朝鮮においても『共匪』は殺さなければならぬというイデオロギーを持ち続けた。つまり、解放後の満州国軍出身朝鮮人たちにとって、同胞であるかどうかは重要でなく、『共匪』であるかどうかが決定的な意味を持ったこととである」。

戦後の米軍統治下で、彼らの軍事・虐殺経験が米国の反共政策のもと正当化され評価されたことも見逃せない。こうして満州国軍出身の軍人たちは、朴正熙が大統領に昇り詰め、白善燁が朝鮮戦争の「英雄」となり、また朴正熙政権下で丁一權が国務総理を務めるなど韓国政界の中心になり、反共イデオロギーのもと民衆を弾圧する政治を邁進していった。

それは植民地問題に向き合おうとしない日本政府（自民政権）にとっても非常に都合の良いものだったに違いない（分断の歴史の原因が過去の日本帝国主義にあったにもかかわらず）。

日本の植民地問題の根の深さを痛切に感じるとともに、こうした本を上梓した著者の勇気と真摯な研究に敬意を表する。

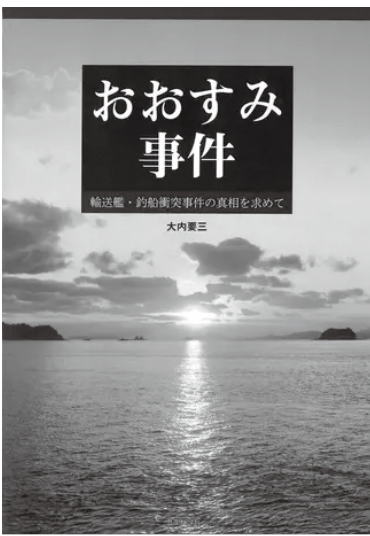
細井明美（ほそい・あけみ／本誌編集委員）

寄贈本紹介

大内要三『おおすみ事件―輸送艦・釣船衝突事件の真相を求めて』

2021年2月、本の泉社、12000円＋税

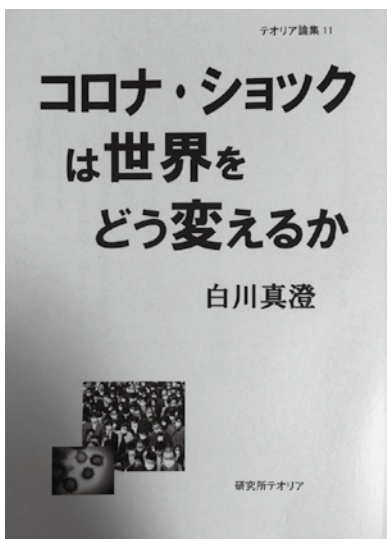
2014年1月、瀬戸内海の大竹市沖で海上自衛隊の輸送艦「おおすみ」が釣り船に衝突する。釣り船に乗っていた人々は冷たい冬の海に投げ出され、船長たち2人が亡くなった。運輸安全委員会と検察は衝突の原因を釣船が右転した為とし輸送艦「おおすみ」の責任を不問にした。これに疑義を抱く遺族は国家賠償請求を求め広島地裁に提訴。本書はこの事故をめぐる事実を丁寧に掘り起こし、この裁判の過程を著したものである（ちなみに地裁はこの3月に遺族側の請求を棄却。遺族側は控訴を明らかにしている）。事件発生から7年、広島に通り続け裁判を見守った著者の誠意を感じさせる良書で、ご一読をお勧めします。



白川真澄『コロナ・ショックは世界をどう変えるか』

2021年2月、研究所テオリア、8000円

白川真澄氏の2020年の論考を集めた小冊子。第1部「コロナ・ショックは世界をどう変えるか」と第2部「コロナ経済危機の襲来と行方」の2部構成となっている。運動をする人間にとって必要な視点を教示してくれるから勉強会の本として購入するには最適かもしれない。ただ残念なのは第1部と第2部の中身がかなり重複していること。このあたりは編集にもう少し工夫があったほうが良かったのではないだろうか。欲を言えば、第2部でさらに突っ込んだ内容のことを書いてくれると、より理解が深まったかもしれない。



児玉勇二『戦争裁判と平和憲法 戦争をしない／させないために』

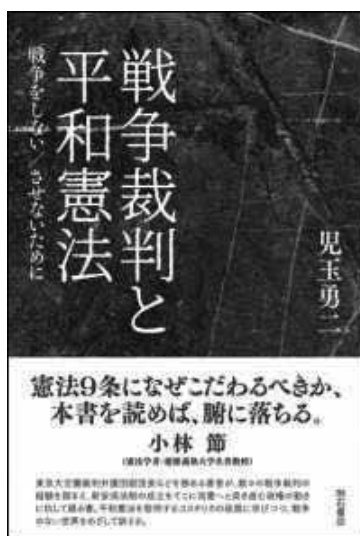
2019年8月、明石書店、25000円＋税

著者は、43年生まれ、裁判官を経て弁護士に。本書の「著者紹介」によれば、著者は東京大空襲裁判弁護団副団長、安保法制違憲訴訟弁護団常任幹事、七生擁護学校裁判弁護団長、中国人損害賠償請求事件弁護団（731部隊・南京大虐殺・無差別爆撃事件、慰安婦事件、劉連仁強制連行事件、三菱・三井・住友等旧財閥系企業やゼネコンを被告とする強制連行集団訴訟、平頂山事件、日本軍遺棄毒ガス・砲弾事件）、市民平和訴訟弁護団であり、全国空襲被害者連絡協議会副運営委員長、国連子どもの権利条約カウンタレポーターを作る共同代表、世田谷戦争させない1000人委員会共同代表、コストリカの平和を学ぶ会共同代表、そして世田谷の市民連合などで市民運動の現場でも活動をしています。その運動現場の経験と法廷闘争を通じて得た改憲派に対する護憲派の理論を平明に述べています。その理論の核心は、加害国・加害企業として日本の戦争責任追及とその被害者・シベリヤ抑留体験者・空襲被害者などの体験（小田実のいう「小さな人間」の体験）に身を寄せる心情、その心情を憲法理論に結び付けたものです。その心

情の基本は「人間（個人）の尊厳の不可侵」。「平和に生きる権利」の擁護とその実現です。本書では、その作業の過程が一つ一つの裁判闘争での訴状・意見陳述書の説明、市民運動の現実の政治過程での闘いでの事実などを交えながら展開されています。そして、「軍隊」を放棄したコストリカの、教育、外交での政策をとりあげ、「専守防衛」でなく軍事力によらない「防衛」の在り方を述べています。

本書は、最後の章で、「私たちは今なにをしなければならないのか」と読者に問いかけています。著者は「この平和憲法の理念を実現していくこそがその道」と言います。そして「自立した一人ひとりの市民革命ができるような、いきいきと楽しめる運動を築きあげていく必要がある」と述べています（傍点、評者）。

評者は、読者それぞれが生活の場で、そ



の課題に取り組むことでその問いに応答でき、市民らがつながることができると考えます。
(有馬保彦／編集委員)

村上太郎『脱原発経産省前テントここに在り！ 村上太郎遺稿集』 情況出版、1500円＋税

2011年の東日本大震災と原発の大事故。これを契機に原発反対の世論が大きく盛り上がり、運動は「熱い季節」を迎えた。事故から半年、原発推進派の「牙城」経産産業省協のポケットパークに、「脱原発テント」が突如として建った。そのテントの村長が村上太郎。この時期、彼は霞が関で多くの人々に出逢い、さらに全国に「テントひろば」の活動を伝えて脱原発の課題を探る。

本書第一部では、当初テントにやってきた役人の退去要請に、「一晩考えさせて」



と2晩続け、挙句に「この場所を貸してくれ」と彼らに要望する。一年半後に被告として始まった賠償請求裁判で、一日2万円以上の「損害金」の脅し、これが脱原発テントの正当性を裏付ける。それにしても、村上太郎は一体、何者？ それまで何処で、何をしてきた人？ どんな生い立ちなの？ 等々の疑問にも、第二部の聞き書きで答えている。

人間、誰でも70、80近くまで生きていると山あり谷ありで色々なことがある。戦時下の「満洲」大連に生まれ、3歳で敗戦を迎える。2年後に両親と三つ上の姉、三つ下の妹の五人は引き揚げ船に乗って舞鶴へ。困窮の戦後、転校を重ねる小学生は生き抜く。60年安保の翌年、入学した東京学芸大学（理科）で新左翼「ML派」に参加。その後、「日本労働党」結党に加わり20年。その間、訪中機会を得て当時流行のシルクロードへ向かう。

一時、運動から遠ざかっていた彼が始めたのが原発事故後のテントひろばの運動だった。一昨年3月に癌で亡くなる直前まで本書の原稿に手を入れていた。

『脱原発経産省前テントここに在り！ 村上太郎遺稿集』購入希望の方は、テントひろば（070-6473-1947）まで注文ください。

（大賀英二／テントひろばメンバー）

意見広告「武力で暮らしは守れない!」を、朝日・福島民報・毎日の3紙に掲載しました



5月3日憲法記念日、2021年期(第23

回)市民意見広告運動の意見広告「武力で暮らしは守れない!」を、朝日新聞全国版・福島民報・毎日新聞全国版の朝刊に掲載しました(本号2・3ページに広告本文を転載しています)。2年続けてコロナ禍の中での運動展開となりましたが、その大変さなかに意見広告に賛同してくださった皆さま、作業に参加してくださった皆さま、大変ありがとうございました。

締め切り日の4月2日時点で集計した賛同伴数は9883件でした。その後も賛同が続く、残念ながら意見広告紙面にお名前を掲載することができなかった方もいます(5月1日以降に賛同してくださった方については、来る2022年期市民意見広告運動への賛同として扱います)。

2021年期市民意見広告運動に賛同くださった方すべてに、5月3日毎日新聞掲載の意見広告別刷り、活動報告と会計報告、また「市民の意見」本号を6月中を目処にお送りします。「市民の意見」を定期購読くださっている会員の方には本号が重ねて送られることとなりますが、お知り合いの方に渡していた

だくなどの形でご利用くださればと思います。



ご存知のとおり、5月3日憲法記念日の数日後、国民投票法「改正」案が衆院を通過しました。附則で「改憲」の是非をめぐるテレビCM規制について論議を行うとしているものの、最低投票率設定などの重要点は完全に無視されました。また、コロナ禍の中の社会不安に乗じて、緊急事態条項の新設など、憲法「改正」の必要性をまくしたてるまさに火

事場どろぼう的な発言が噴出していきます。

秋までに行われる衆議院選挙で「改憲」が争点になったり、その後に自公政権他が急遽「改憲」発議に持ち込もうとする動きが出てきたり、ということは十分に考えられます。市民意見広告運動は通常毎年12月に来期の運動の呼びかけを開始しますが、「改憲」をめぐる政治状況に変化があれば、それを待たずに緊急の意見広告掲載を呼びかけたりする可能性もあります。

今後とも、市民意見広告運動へのご賛同、ご支援をよろしく願っています。

岡本和之(おかもと・かずゆき)市民意見広告運動事務局担当

市民の意見30の会・東京 2020年度(2020.5~2021.4) 会計

収支計算書

収入の部		支出の部	
一般会費	1,283,000	印刷費*3	1,691,754
協力会費	505,000	発送費*4	1,077,050
敬老会費	2,159,000	編集経費*5	358,712
グリーン会費	27,000	旅費交通費*6	774,402
(会費小計)	3,974,000	家賃	1,623,899
カンパ	1,169,000	通信光熱費	192,558
事務所費分担*1	1,200,000	事務経費	92,041
雑収入*2	9,112	銀行手数料*7	44,983
受取利息	54	諸会費	15,208
		法人都民税	64,100
収入計	6,352,166	支出計	5,934,707
		収支差額	417,459
前期繰越	12,283,239	当期残高	12,700,698

貸借対照表(2021年4月30日現在)

資産の部		負債・資本の部	
現金	116,024	預り金*8	133,000
預貯金	14,441,209	FIY基金	2,203,535
敷金	480,000	正味財産	12,700,698
合計	15,037,233	合計	15,037,233

(*1)意見広告運動事務所経費分担金。(2)グッズ販売。(3)会報、封筒、振替用紙、チラシ等印刷。(4)会報ほかDM便等。(5)執筆謝礼図書カード、通信交通費、ほか。(6)事務所通所費ほか。(7)郵便振込通知書発行料含。(8)意見広告運動賛同金預かり分。

2020年度の会計報告をお届けします。前年度と比較して、会費収入が8%ほど減少しました。コロナ禍の影響で一時的なものでしょうが、交通費・通信光熱費・事務経費が大幅に減りました。※会費期限はお届けする封筒の宛名シール下部に記されています。毎号のニュースに振替用紙を一律に同封しておりますが、これは納入請求ではありません。ご理解をお願いいたします。

読者の声

★歌の公募を

大阪府河内長野市 北阪英一
九条讃歌の愛唱歌を公募すべきだ。

★「生活保障法」を

東京都町田市 今村 直
「生活保護法」を「生活保障法」に。日弁連の提案（注）に同感します。

（編集部注：日弁連が2019年2月に「生活保護法改正要綱案（改訂版）」を発表。詳細は日弁連のHPで閲覧できます）

★無力ではないと信じて

福岡県嘉麻市 貴田典子
2015年から麻生、飯塚病院横の遠賀川にかかる芳雄橋の袂で、毎週土曜日「アベ（ガースー）政治を許さない」と数人でスタンディング続行。微力だが無力ではないと信じて！

★「オリバラ教育」を読んで

愛知県刈谷市 坂田仲市
今まで、「オリバラ教育」を知りませんでした。読んで、まず頭に浮かんだのは、戦時中のこと、戦争一筋の社会のことです。戦後も同じ、政府は多数の関係者が組織を動員して、予算を取り決めたテーマを邁進します。

意に沿わないことは、隠したり、改竄したり、場合によっては捏造をしたプロパガンダで大衆を洗脳します。マスメディアも動員します。

政府が何かをしようと考える場合に、学校を利用することは効果も大きく容易です。先生は、

今、子どもにオリバラを広めることが適当かどうか考えていただきたい。

★『憲法9条、いまこそ句』を観た

京都府京都市 川部仁志
久しぶりに2004年7月24日に東京で開催されました、「九条の会」の発足記念講演会を記録したDVDの、『憲法9条、いまこそ句』を観ました。

★自分のできることをしています

長野県下伊那郡 何原弓紘
コロナ禍の中での困難な活動に感謝。

やりきれなさや不安な政治情勢にいらだちを覚えつつ、自分から出来ること、署名や身近な友人、周囲の人たちと少しずつ政治の現状も話す場を広げております。

★勉強になった山口幸夫さん記事

東京都世田谷区 桑折啓子
山口幸夫さんの記事、たいへん説得があり、勉強になりました。脱原発に限らず、あらゆる人間のすることに問題が起ります。人間は自然の中の一部なのに……批判より各々が自身と向き合うことが大事。

★核兵器禁止条約、うれしい

奈良県奈良市 園部勝章
いつもありがとうございます。

核兵器禁止条約、ほんとにうれしいです。平和と民主主義は人類生存のためにも大事なものです。

★アーレントの言葉を思いだして

神奈川県川崎市 鷹野香代子
寒さとコロナ下でも抗議し闘い続けている方々の報告を読み、胸を熱くしています。松村高夫氏の「コロナとベスト」を読み、改めて細菌戦を考える人間は悪魔だと思ふけど……アーレントの言葉を思いだしています。

★わかりやすく「核抑止論」の批判を

静岡県藤枝市 塚本清一
「核抑止論」の批判をいかにわかり易く述べるか。簡単なようだがむずかしい。

★私は今の政権を選んでいない

東京都八王子市 高橋悦子
どの記事もじっくり読むと、この日本はなんとひどい国になったものだ……と思います。そんな政権を私は選んでいないのに！

★丁寧な「説明」を

愛知県新城市 丸山俊治
理屈の通るていねいな「説明」ではなく、わけのわからないことをくりかえす「発言」を「説明」と言いはる政治家・指導者が多いなあ。「言」とどまらず「明」を。

★武力では、守れない命と平和

東京都杉並区 道津弘二

コロナ禍の中、命と平和は武力で守れないことを実感。

運動の継続を！

184号 「読者のおたより」訂正と お詫び

左記の訂正をし、お詫び申し上げます。

影山留都『ひとり』と『花ばあば』を図書館に

38ページ2段27行

（誤）「日本と世界の和を導き寄せる灯り」

←

（正）「日本と世界の平和導き寄せる灯り」



2021.4.23.9PM*

■弊会宛に、4月20日、「護憲運動」に関わる内容の、下記のFAXが入りました。護憲運動の中では、天皇(制)については議論が割れるので議論せずに「九条を守るという一点で共に闘う」という運動論があります。広範なひとびととの運動をつくるための視点の一つです。

いまだにアジア太平洋戦争への戦争責任の追及・反省および日本の植民地支配への反省がなされず、そして国内外の戦争被害者への戦後補償がされていないのが日本の政治状況です。しかしそれらはすでに終わっているとするのが日本政府の主張です。そうした状況で、自民党や保守派政治家・右翼らが「憲法の改悪」を進め

ています。日本国憲法の主権在民・国民主権と天皇制との関係(矛盾)そして9条について、今一度、「護憲」とは何かを考える討論材料としてご紹介します。

「私は護憲の立場です。憲法には天皇条項もあります。／反天皇制になれば憲法も改めるのでしょうか。改憲を言いだせば自・公・維新の思うつぼです。／天皇制よりも憲法の上にある日米安保条約こそ廃止すべきです。／考え方がちがいますので支援はできません。」

(有馬保彦／編集委員)

編集委員

阿部めぐみ

天野恵一

有馬保彦

岡本和之 (次号担当)

北原博子

西田和子

細井明美 (本号担当)

本野義雄

吉田和雄



事務局だより

もうかんべん

今年は桜の開花が2週間近く、梅雨入りも「記録的」な早さでやって来ました。気候危機の影響をはっきりと感じながらも季節は移り変わるのに、政府のコロナ対策、政治姿勢は2年目に入っても何一つ変わっているように思えません。経済優先、オリンピックありきで、命と暮らしを守るのの二の次であるという考え方です。

そんな中でも、5月3日の市民意見広告 は集会の開催、チラシ配布、事務作業などの活動が制約される中で読者のみなさまのご協力、スタッフのみなさんの頑張りによって例年どおり1万件近くの賛同を得て実現できました。この後国会では国民投票法の強行採決がなされましたが、抗議の意志表示になったのではないかと思います。

菅政権のオリンピックありきのコロナ対策については市民が多様な声をあげています。貧困問題に取り組んできた宇都宮健児弁護士が呼びかけた「五輪中止」のオンライン署名は2週間で40万名近くに達しました。世論調査でも「五輪中止」は59%と開催強行派の37%を大きく上回っています

(共同通信5月15、16日実施)

私の住む立川市内の民間病院では、5月連休から「医療は限界 五輪やめて」もうかんべんオリンピック無理」の貼り紙が病院の窓に(写真)。朝日新聞の天声人語などでも取り上げられました。この病院は以前から受付カウンターの「憲法9条を守ろう」の5メートル大のバナーが設置されていました。私もお世話になり、お金のない人やホームレスの人でも診療、入院が出来ます。コロナの重症ベッドも13床確保しているようで、貼り紙を眺めていたら「医療は限界」「もうかんべん」が実感として伝わってきました。

一方、大阪府では政府と一体となって公立病院を減らし医療、福祉、公衆衛生の費用を削減して来た結果、コロナの死者が東京を上回りました。命と暮らしを優先する政治はどのような道筋をたどれば実現していくのでしょうか。

菅政権が打ち出す政策はコロナ無対策、格差、貧困拡大の経済政策、オリンピック開催の強行と失点ばかりですが、もう一つの側面は安部政権をも上回る改憲、強権、監視国家づくりです。国民投票法、デジタル監視法、土地、財産権を奪う現代の治安維持法である「重要土地規制法案」、入管



法改悪、辺野古基地建設の強行。これらの悪法、施策が1、2回の国会でのわずか数十時間の審議で立法化され実施されようとしていることに、わたしは怒りを通り越し「もうかんべん」。そんな中、都内で「入管法が継続審議になりました」とはずむ声が宣伝カーから聞こえてきました。見ると立憲民主党の宣伝車。国民投票法の採決に加担したのは許せないが、立憲民主党には縦横土地規制法案などでも廃案を求めて頑張っているのです。

吉田和雄 (よしだ・かずお／本会事務局)

編集後記

●7月1日から3日の予定の千葉県の聖火リレーは全面中止となった。当たり前であるが、なぜ東京オリンピック自体が〈中止〉にならないのか。ワクチンを急ぎ出したのも感染対策というよりオリンピック正当化対策という倒錯を感じさせる。オリンピックとは本当は、なんなのか。そのグロテスクな正体が、今、ハッキリと見えだした。こんなものに殺されてたまるか。(天野恵一)

●意見広告掲載日、「自分の名前が載っていない」の問い合わせが10数件。この問い合わせが一番コワイ(すわ、事務局のミスか)。調べると、全員市民意見広告運動の賛同者ではなく同じ日に掲載された別団体の賛同者だった(ほっ)。別のやり取りで隣家のおばあさんとの揉め事に悩んでいる方が、隣人関係からの殺人事件が多くおこる。隣国と関係も同じだという(だから軍備が必要)。いやいや、全然違うでしょう。しかし「大変ですね、お気持ちわかりますよ」と親切応対に徹して「あんたらの言うことも一理あるけどな。まあ、いろんな意見があることが大事だよな」と円満に電話をおえることができた。わたしも老練になった。

(北原博子)

●5月28日付『琉球新報』は、宮古島の陸上自衛隊「保良訓練場」へのミサイル搬入等の輸送を依頼された沖縄の主要な開運・荷役会社4社が連名で自衛隊の弾薬の輸送や荷役を行なわない旨防衛省に申し入れたと報道した。日本本土では、自衛隊部隊の転地訓練に民間フェリーが使われている。こうした民間企業を軍事に利用することが既成事実の中で、沖縄の海運会社等の今回の申し入れは、軍民一体の戦争体制構築に對する一つの抵抗だ。

美しい画集が送られてきました。井野史子さんの『森の魚』です。三省堂／創英社



刊。1800円(税別)です。手に取って見てください。(有馬保彦)

●コロナワクチンの大規模会場での接種は自衛隊に一任、とのニュースに驚愕した。災害救助など自衛隊の民事協力の姿を見るたび水島朝穂教授が提唱された自衛隊サンダーバード論が想起されて、軍隊としての自衛隊を解体し災害救助隊として生まれ変わらせられないものかと念願していたが本当に甘かった！防衛省・自衛隊にとって今回のワクチン接種はその存在が国民に認知されたと踏んでの軍事演習に他ならないだろう。731部隊の「研究成果」をもとに米軍と自衛隊がすすめてきた細菌戦の準備と実態。そのことに、もつと目が向けられなければならない。(阿部めぐみ)

●閉じ込められた日々のなかで、久しぶりに『赤毛のアン』にふれる。活発な少女の会話、マリラとマシューの優しさ、美しいプリンス・エドワード島。古い友人に再び出会ったような感動を覚えた。読んだ後に幸せな気持ちになる作品はそうめったにあるものではない。時間はたつぷりとあるんだから昔読んだ本をもう一度読んでみようかという気になった。人々の営みは昔も今も静かに続いている。そんなことに気がついたコロナ禍の読書でした。(細井明美)

市民の意見30の会・東京
2021年1月～2月会計

収支計算書

収入の部		支出の部	
一般会費	185,000	印刷費*3	241,220
協力会費	60,000	発送費*4	210,120
敬老会費	270,000	編集経費*5	65,841
グリーン会費	9,000	旅費交通費*6	141,762
(会費小計)	524,000	家賃	244,446
カンパ	137,000	通信光熱費	26,684
事務所費分担*1	200,000	事務経費	54,031
雑収入*2	500	銀行手数料*7	7,150
受取利息	4	諸会費	5,000
収入計	861,504	支出計	996,254
		収支差額	▲ 134,750
前期繰越	12,890,086	当期残高	12,755,336

貸借対照表 (2021年2月28日現在)

資産の部		負債・資本の部	
現金	108,663	預り金*8	215,000
預貯金	14,585,208	FIY基金	2,203,535
敷金	480,000	正味財産	12,755,336
合 計	15,173,871	合 計	15,173,871

(*1)意見広告運動事務所経費分担金。(※2)グッズ販売。
(※3)会報183号、封筒、振替用紙等印刷。(※4)会報183号
ほかDM便等。(※5)執筆謝礼図書カード、通信交通費、
ほか。(※6)事務所通所費ほか。(※7)郵便振込通知書発
行料含。(※8)意見広告運動賛同金預り分。

会員の寄贈本紹介

市民の意見30の会・東京 2020年5月～8月会計

収支計算書

収入の部		支出の部	
一般会費	322,500	印刷費*3	241,606
協力会費	175,000	発送費*4	223,014
敬老会費	635,000	編集経費*5	65,829
グリーン会費	6,000	旅費交通費*6	181,380
(会費小計)	1,138,500	家賃	646,115
カンパ	317,000	通信光熱費	55,567
事務所費分担*1	400,000	事務経費	15,249
雑収入*2	6,430	銀行手数料*7	10,993
受取利息	4	諸会費	2,604
		集会行事	0
収入計	1,861,934	支出計	1,442,357
		収支差額	419,577
前期繰越	12,283,239	当期残高	12,702,816

貸借対照表(2020年8月31日現在)

資産の部		負債・資本の部	
現金	145,486	預り金*8	150,848
預貯金	14,431,713	編集委員	203,535
敷金	480,000	阿部めぐみ	12,702,816
合計	15,057,199	西田和子	15,057,199

(*)意見広告運動事務所経費分担金。(*1)意見広告運動事務所経費分担金。(*2)意見広告運動事務所経費分担金。(*3)会報180号、封筒、振替用紙、DM便等。(*4)会報180号、封筒、振替用紙、DM便等。(*5)執筆謝礼図書カード、通信交通費、ほか。(*6)事務所通所費ほか。(*7)郵便振込通知書発行料含。(*8)意見広告運動賛同金預り分。

吉田和雄 (よしだ・かずお／本会事務局)

細井明美 (ほそい・あけみ／本誌編集委員)

渡辺照子 (わたなべ・てるこ／元派遣労働者・女性労働問題研究会運営委員)

関谷滋 (せきや・しげる／ベ平連・脱走兵支援活動に参加)

本田京子 (ほんだ・きょうこ／本会事務局)

宮崎俊郎 (みやざき・としお／「2020オリピック災害」おことわり連絡会)

阿部めぐみ (あべ・めぐみ／本誌編集委員)

有馬保彦 (ありま・やすひこ／本誌編集委員)

細井明美 (ほそい・あけみ／本誌編集委員)

高橋武智 (たかはし・たけとも／本誌編集委員)